

第7章 学生支援

◇本学における学生支援

1. 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法

学生支援に関する全学的な方針については、2014年度に策定を行い、本学公式Webサイトを通じて周知している。具体的な内容は次の通りである。

●学生に対する修学支援に関する方針

本学は、単に学問的知識を修得するのみならず、豊かな人格と自立した社会人として活躍する素養を兼ね備え、自ら考えて主体的に行動することができる学生を育成するため、物的・経済的条件を整備するに留まらず、各教育研究組織及び学生支援セクションが有機的に連携し、学生の学修意欲の向上と豊かな人間力の醸成に向けた組織的な学修支援施策を実施するものとする。

●学生に対する生活支援に関する方針

本学は、正課内外の活動一つひとつが学生における成長・発展の糧であり、その総体が豊かな人格形成に資するものであるとの認識の下、これを支える教育研究環境及びキャンパスアメニティの質的向上、奨学金をはじめとする経済的支援制度の整備、心身ともに健康に学び生活するための支援の充実等による、総合的かつ体系的な学生支援を可能とする諸施策の推進に全学を挙げて取り組むこととする。

●学生の進路支援に関する方針

本学は、学生が卒業・修了後においても自らの資質を向上させ、社会的自立を図るために必要な能力の涵養に資するよう、また、本学における修学を通じて、学生自らが自身のキャリアデザインを描き、これに基づく主体的な学びを展開できるよう、正課内外におけるキャリア形成支援を充実するとともに、学生の具体的なキャリアビジョンを具現する上で不可欠な進路・就職支援を推進することとする。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

各学部及び研究科においては学生の円滑な修学に資するため、専任教員をクラス担任やクラス（アカデミック）・アドバイザーとして配置しているほか、演習科目等の担当教員が日常的な学習相談等の支援を行っており、授業への出席が思わしくない等の学生の情報を教員と学部事務室の間で共有し、必要に応じて学生相談室とも連携しながら個々の状況に応じた対応・支援を行っている。加えて、多くの学部においては、前年度までの修得単位数が一定の水準に満たない学生を対象とする履修ガイダンスや個別面談を実施するなどの取組みを行い、その後の学修状況を改善するための支援を行っている状況である。

休学及び退学の申請は学生が所属する学部または研究科の事務室にて行うこととなって

いる。各事務室においては、申請書受付時には必ず申請理由とあわせて学生の状況についても確認することとしており、大学として支援可能な部分がある場合には、受付を保留した上で関連する学内組織と連携しながら可能な限り学業が継続できるよう対応を行っている。

学部における休学については、休学届の提出により半期単位で可能となっている。2016年度における休学者数は、全学部合計でのべ508名であり、そのうち163名が前期・後期を通じての休学となっている。のべ休学者数については、前年度と比較して43名の増加となっており、特に前期時点での休学者数が前年度から63名増加している状況である。この点については、2015年度は半期休学導入初年度であり、制度変更に係る認知が広がっていなかったことが一因として考えられるが、今後も状況について注視していく必要がある。

他方で、留年については標準修学年限を超えたことによる留年のほか、法学部、文学部及び法務研究科においては所定の学年終了時における修得単位数が一定の基準に満たない者を対象とする進級制限制度を有しており、当該制度の対象となった学生に対しては教員が面談等の指導を行い、状況の把握と学習相談等を実施している。

なお、個々の学部及び研究科における留年者、休・退学者の状況については大学基礎データ（表17 休学者および退学者の状況）、これらへの対応状況については、各組織の記述をご参照いただきたい。

（2）補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

全学的な補習教育に関する支援体制としては、レポート、論文等の学術的な文章の作成を支援する「ライティング・ラボ」を多摩キャンパスに設置し、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けた大学院学生チューターが、授業のレポートや発表レジュメ、卒業論文や修士論文、博士論文等の作成に係るアドバイスを行っている。なお、後楽園キャンパスについては2014年度に開設したものの、利用者数の低迷やチューター確保が困難になったこと等の要因により、現在は運用を停止している。

2016年度におけるライティング・ラボの利用者数はのべ636名であり、セッション参加経験者における満足度も97.2%と極めて高い状況にある。利用者数については2011年度の開設以来、増加が続いており、特に日本人学生について利用者数の増加傾向が顕著である。

ライティング・ラボについては、2011年度の設置当初は大学院留学生の日本語文章の作成支援を主たる目的としていたことから、大学院が中心となって開設した経緯があり、その運営や利用状況・成果の把握については現在も大学院がこれらを担当している。

このほか、各学部及び研究科の教育目標・教育内容に応じた取組みを実施している。一例として、理工学部においては入学直後に全新生を対象とする高校数学・物理理解度テストを実施している。当該テストにおいて一定の正答率を下回った学生に対しては「理解度向上講座」を実施するほか、学部独自に「学習支援センター」を設置し、学習支援に係る個別相談・サポートを行っており、「理解度向上講座」については毎年約350名の学生が受講している。また、法務研究科においては、主に法学未修者を対象に、法務研究科を修了した若手弁護士を中心とした実務講師による正課外のフォローアップを行っているほか、独自に開発したe-learningシステムを用いた教育も行っている。

各学部及び研究科の個別の取組み状況については各組織の記述をご参照いただきたい。

(3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生が入学した際には、学生が所属する学部及び研究科の事務室において本人の状況や大学に対する要望等を聴取し、その上で関連する学内組織及び学生が履修している科目の担当教員等と連携をとりながら、個別の事情に応じた支援・対応を行っている。

加えて、本学では「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を2015年度に策定し、2016年4月より施行している。当該ガイドラインにおいては、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることを基本方針に、障害のある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合には大学として合理的配慮を提供するよう努めることを明示している。

合理的配慮に係る具体的な対応としては、学生からの申し出がなされた場合には所属学部・研究科の事務室、保健センター、学生相談室において初期相談を行った上で必要な対応について調整を行うこととし、初期相談の中で調整がつかなかった場合には中央大学障害学生支援検討委員会において審議・調整を行うこととしている。なお、2017年5月までの間に支援検討委員会で検討を行った事案は1件であり、現在のところ、概ね学部及び研究科の事務室における配慮で十全な対応がなされている。

「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」及び合理的配慮の手続きフローについては、本学公式Webサイトや教職員専用Webサイトに掲載して学内外に周知している。教職員に対してはFD活動及びSD活動を通じて周知・啓発を行っており、2016年度にFD・SD講演会「障害をもつ学生への合理的配慮とは ～中央大学における障害学生支援に関するガイドライン制定を受けて～」を実施したほか、2016年度以降は新任教員を対象とする研修会においても周知を行っている。

このほか、障害を有する学生への全学的な支援としては次の様な体制を構築している。

①キャンパスソーシャルワーカー（CSW）の配置

学修に困難を抱える学生の対応をはじめ、対応に苦慮する学生に関する教職員からの相談、親からの相談・対応、支援案の提案・支援の見守り・支援の調整の実施、学内外関係機関・部署との連携、啓発活動等にあたることを目的に、キャンパスソーシャルワーカーを多摩キャンパスに2名、後楽園キャンパスに1名（2017年5月現在）配置している。全員が臨床心理士または精神保健福祉士の有資格者であり、主として日常的な学生対応にあたる教職員に対して専門的な見地からアドバイスを行うほか、必要に応じて学生との面談を行っている。対応にあたった事案や支援手段等については毎月開催しているCSW連絡会を通じてキャンパスソーシャルワーカー同士及び関係事務職員間で情報共有を行い、円滑な支援が実施できるよう努めている。なお、2017年度からはCSW連絡会にキャリアセンターの障害学生支援担当者も新たに参画し、学生の出口支援に関する情報共有や課題の検討も進めおり、入学から卒業に至るまでの一貫した支援に資するものとして今後の展開が期待されている。

②ノートテイク

聴覚障害を有する学生を主たる対象に、学生ボランティアによるノートテイク支援を実施しており、2017年度は1名の学生が利用している。また、聴覚以外の障害を有する学生への支援についても必要に応じて実施しており、2017年度は視覚障害（弱視）の学

生1名、四肢障害の学生1名に対して、代筆、ポイントテイクの支援を行っている。

ノートテイクは、大学が実施する講習会を受講したボランティア学生が担当している。現在は約100名がボランティア登録し、このうち20名が実際に活動している。ボランティアを養成する講習会は初心者向け講習を年3回程度実施している。さらに、近年は初心者講習を終えた中級者向けの講習会も開催することで支援者の養成を継続的に行っている。このほか、2017年度からは従来から実施している手書きまたはPCによるノートテイクを補助するツールとして、音声認識アプリ「UD トーク」の活用を開始している。

③精神障害や発達障害を有する学生への支援

精神障害や発達障害を有する学生の支援については、学生相談室を中心に各学部事務室等の学内組織、キャンパスソーシャルワーカーが担当教員等と連携して行っている。

学生相談室においては、インテークを通じて支援の方向性を整理した後、カウンセラーが中心となって学生の特性に応じた支援を行っている。具体的には、インテークやカウンセリングにおいて修学支援が必要と判断の判断がなされた場合には、本人や家族の意向を尊重しつつ、学部及び研究科の事務室やCSWと連携し、効果的な支援が得られるよう環境を整備することとし、さらに障害に起因した二次症状等が見られる場合には精神科医が面談し、投薬や外部医療機関への紹介等を行っている。

④その他の配慮

上記のほか、障害学生支援検討委員会では、色弱の学生を意識したチョークの使用及び板書方法の推奨について、基本方針をとりまとめ、学内に周知している。

また、性同一性障害を有する学生については、2016年3月に「性同一性障害を抱える学生への対応について（指針）」を策定し、健康診断の際や体育授業時の着替え場所の確保等の配慮を行っている。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

1) 学内の奨学金制度

本学の奨学金制度は、全学的な管理・運営を行う奨学金制度に加え、学部・大学院・専門職大学院が掲げる人材養成目的の具現に資することを目的に各教育研究組織がそれぞれの特色を生かした柔軟な制度設計が可能な独自の奨学金制度を備えている点が特色である。具体的には、前者については経済支援型奨学金と育英型奨学金、後者については「中央大学学部生給付奨学金」など、主に育英型奨学金として展開している。

現在の学部学生を対象とする奨学金制度の構築にあたっては、2011年度から奨学金制度について全面的な検証・見直しを実施し、大学を取り巻く社会的環境や経済情勢に即して、2014年度から制度変更を行った。具体的には、貸与型奨学金制度から給付型奨学金制度へ重点を移行し、さらに本学が他大学に比べて手薄であった経済支援型の給付型奨学金の充実を図るとともに、学部生給付奨学金の見直しを実施し、現在に至っている。

他方、大学院学生を対象とする奨学金制度については、大学院研究科委員長会議において経済支援のための給付奨学金制度の創設等の検討を継続的に行っているが、財源の確保について不透明な情勢にあり、現在までのところ結論には至っていない。

2017年度現在、本学が展開している奨学金制度の概要は以下の通りである。これらの奨学金に係る前年度の給付・貸与の実績については、大学基礎データ（表18 奨学金給付・貸与状況）をご参照頂きたい。

[表7-1 学部学生を対象とする奨学金]

名称	種別	金額	給付・貸与期間	募集人数	対象
中央大学学部生給付奨学金	給付	各学部の記述を参照			
中央大学学長賞・学部長賞給付奨学金	給付	学部毎に決定	1年間 (再出願可)	学部毎に決定	各学部に在学する2~4年次(理工学部は4年次のみ)で、学力・人物共に優秀な学生。
中央大学文化・スポーツ活動等奨励給付奨学金	給付	学費相当額を限度とし、奨励内容により異なる	1年間 (再出願可)	25名程度	学内または学外における課外活動等において優れた実績を収めた学生、または今後の成果が期待できる学生。
中央大学経済援助給付奨学金(所得条件型)	給付	法・経・商・文学部生:15万円、総合政策学部生:19万円、理工学部生:22万円(2016年度実績)	前期・後期 (再出願可)	前期・後期合計 700名程度	修学意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生。
中央大学経済援助給付奨学金(緊急・応急)	給付	授業料の1/2相当額以内	半年 (1学期間)	—	家計急変事由により修学の継続が著しく困難となった学生(要相談)。
中央大学国外留学生奨学金	給付	(年額)30万円限度(留学先地域及び留学期間に応じて決定)	1年間	—	認定留学生・交換留学生のうち、特に学力が優れている学生。
中央大学外国人留学生奨学金(学部入学時給付奨学金)	給付	授業料・実験実習料の30%相当額	1年間	—	受け入れ留学生(1年次)のうち特に学力が優れている学生(国費留学生を除く)。
中央大学外国人留学生奨学金(学部・給付奨学金)	給付	授業料・実験実習料の50%相当額	1年間 (再出願可)	—	受け入れ留学生(2年次以上)のうち特に学力が優れている学生(国費留学生を除く)。
中央大学指定試験奨学金	給付	学費減免後の授業料・実験実習料の4/5相当額	1年間 (再出願可)	50名程度	大学が指定する国家試験(公認会計士試験・国家公務員総合職試験)を受験する修学延長学生(5年次以上)。
中央大学予約奨学金	給付	授業料相当額半額	4年間 (継続審査あり)	100名程度	本学への入学を希望する首都圏(東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県)以外の学業成績が優秀な受験生。

[表7-2 大学院学生を対象とする奨学金]

名称	種別	金額	給付・貸与期間	募集人数	対象
中央大学大学院給付奨学金	給付	法学・経済学・商学・文学研究科:40万円(ただし、研究科委員会が適当と認めた場合は、その額を2分の1(20万円)に変更することがある)理工学・総合政策研究科:50万円とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた場合は、その額を2分の1(25万円)に変更することがある。	1年間	—	博士前期・修士課程の1~2年次のうち、大学における学業成績または研究能力が特に優れている者。
				—	博士後期課程の1~3年次のうち、大学院における学業成績または研究能力が特に優れている者。
飯塚毅奨学金	給付	25万円	1年間	1名	法学研究科博士後期課程の1年次のうち、学業成績・人物ともに優秀と認められる者。
中央大学大学院指定試験奨学金	給付	在学科相当額または1/2相当額	1年間	—	博士前期・修士課程の在学学生のうち、本大学院が指定する国家試験(国家公務員総合職試験、公認会計士試験及び弁理士試験)の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者。
中央大学国外留学生奨学金	給付	(年額)30万円限度(留学先地域により異なる)	1年間	約60名	認定留学生・交換留学生のうち、特に学力が優れている学生。
中央大学外国人留学生奨学金(学部・大学院給付奨学金)	給付	在学科・実験実習料の1/2相当額	1年間 (再出願可)	70名 (うち学部生約30名)	外国人留学生のうち特に学力が優れている学生(国費留学生を除く)。
中央大学応急奨学金	貸与 (無利子)	学費相当額以内(入学金を除く)	1年間	—	家計急変事由により経済的に修学が困難となった学生(要相談)。
中央大学大学院特別奨学金	貸与 (無利子)	(月額)4万円・6万円のいずれかを選択	1年間 (再出願可)	—	博士後期課程4年次以上在籍の者で、すでに研究業績を有し、なお今後研究を継続しようとする者。

全学的な奨学金制度の運営にあたっては、「中央大学奨学委員会」を設置し、奨学金制度の基本方針に関する事項、奨学金に関する政策の決定及び企画・立案に関する事項、各種奨学金制度に関する事項を審議している。

2) 学外の奨学金制度

学外の奨学金制度については、日本学生支援機構をはじめ、その他の学外の諸団体の募集する奨学金制度の案内や奨学生の推薦等を行っている。このうち、日本学生支援機構貸与奨学金については、2016年度は学部学生 6,817 名、大学院学生 240 名、専門職大学院学生 104 名（いずれも第 1 種・第 2 種合計）の利用実績があった。

3) 各種奨励制度

以下の制度は、学術及びスポーツ分野等における学生の活動を奨励する目的であり、前述の奨学金制度とは趣旨が異なるが、本学においては奨学金的な性格も有している制度であることからあわせて記載する。

- ・ 渋谷健一奨励賞
- ・ 船木勝馬学術奨励賞
- ・ 瀧野秀雄学術奨励賞
- ・ 茨木龍雄学術奨励賞
- ・ 水野富久司スポーツ奨励賞
- ・ 久保田昭夫女子スポーツ奨励賞
- ・ 三重野康・高木友之助記念学術奨励賞

4) 学生に対する情報提供等

奨学金制度に関する情報については、本学公式 Web サイトに集約して発信しているほか、受験生を対象とする大学案内、各種入学試験の出願書類にも掲載し、広く周知を行っている。また、各学部・研究科独自の奨学金については、C plus をはじめ、学部事務室及び大学院事務室窓口や掲示板でも周知を行っている。

参 考

【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 障害を有する学生への支援については、基本的な方針を示すものとして「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を策定・公表するとともに中央大学障害学生支援検討委員会を設置したところであるが、具体的な支援については既存組織が連携しながら対応している状況であることから、組織的かつ継続的な支援に向け、支援組織の整備・充実も視野にいれた検討を行っていく必要がある。
- 学長賞・学部長賞給付奨学金及び中央大学予約奨学金については、大学全体としての活性化や学生募集の強化を企図して新設した奨学金であるが、審査・採用等の実際の運用は学部単位となっているため、採用実績や採用後の効果の面において期待した効果が得られていない部分があり、検討が必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 障害を有する学生への支援については、2016 年度に新たに設置した中央大学障害学生支援委員会及び同委員会の下に設置したワーキンググループが中心となり、対応事例の蓄積や現状把握を行いつつ、大学としての支援を継続的かつ安定的に行っていくための方策について検討を行っていくこととする。

- 学長賞・学部長賞給付奨学金及び中央大学予約奨学金等、学部学生対象の給付奨学金については、奨学委員会において、2017年度末を目途にこれまでの運用や実績に係る検証を行い、財政上の裏付けも含めて各制度に係る見直しを行う予定となっている。2016年度はこれに向けて、給付奨学金を受けた学生の追跡調査や、同規模他大学等の情報収集と分析に努める。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 障害を有する学生への支援については、障害学生支援委員会が中心となり、各組織における対応状況等も共有しながら全学的な調整を行っている。2016年度はノートテイクの更なる充実に向け、音声認識アプリの導入に向けた検討等を行い、2017年度からの導入を実現したほか、色弱の学生を意識した板書方法の推奨等についても各学部を通じて呼びかけ・協力要請を行ったところである。このほか、キャンパスソーシャルワーカーを中心に、対応事案や支援内容に係る情報共有を行っている。
- 学部学生対象の給付奨学金の検証に向けた情報収集については、過年度の運用実績に係るデータの蓄積や日本私立大学連盟による奨学金に係る調査データの収集を行っている。特に中央大学予約奨学金については、2017年3月に1期生が卒業することから、卒業前にこの制度に対する意見交換の実施や卒業後の追跡調査のための進路把握等、効果検証のための準備を進める予定となっている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 障害のある学生等、修学上の配慮が必要な学生への支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」により最低限の体制は整備されたものの、個別事案に係る対応については個々の組織に委ねられている状況である。同様に、LGBT等、多様な学生に対する配慮についても、現状は対応窓口となった組織が関連する組織と都度連携をとりながら対応している状況である。大学として統一かつ円滑な対応を行うためにも、全学的な情報共有、組織的な支援を可能とする仕組みについて検討する必要がある。
- 学部学生対象の給付奨学金について、給付奨学金を受けた学生からの意見徴収や同規模他大学等の情報収集が不十分であることから、奨学委員会においてこれまでの運用や実績に係る検証を行う段階に至らなかったため、適正な情報収集を行い、現状の把握に努める必要がある。また、給付型奨学金の動向を確認しつつ、本学における支援との住み分けについて検討が必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 修学上の配慮が必要な学生への対応事例については、CSW連絡会や障害学生支援検討委員会の場において情報共有を行う仕組みを構築していく。あわせて、同規模他大学の状況を踏まえつつ、支援検討委員会を軸として組織的な活動を行うために重要な課題を取りまとめ、教学、法人執行部を含む学内に問題提起を行っていく。
- 学部学生対象の給付奨学金の検証に必要な情報収集として、①給付奨学生については、中央大学予約奨学金：卒業前における意見聴取の実施及び卒業後の進路状況把握、中央大学学長賞・学部長賞給付奨学金：アンケート実施、②他大学の状況については、日本私立大学連

盟調査の集計結果や関東・関西学生問題懇談会での聞き取り等の対応を行う。あわせて、給付型奨学金の将来的なあり方については、日本学生支援機構の動向等を確認しながら、奨学委員会において検討を行う。

3. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

1) 保健センター

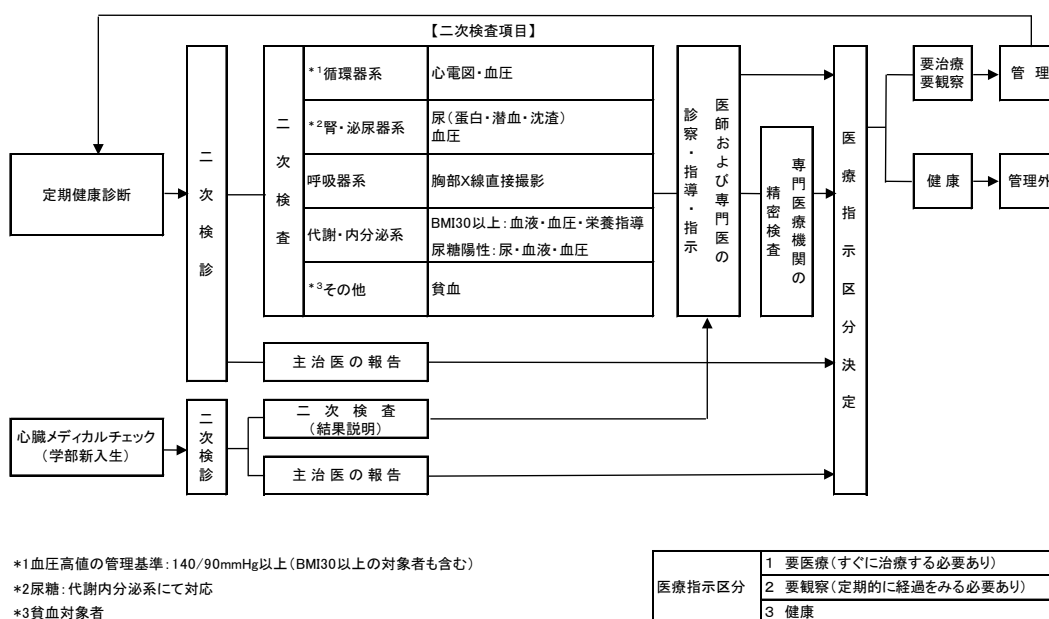
本学は、教職員及び学生の健康の保持・増進を図り、必要な医療を提供することを目的に「保健センター」を設置している。現在、多摩キャンパスに保健センターを、後樂園キャンパス及び市ヶ谷キャンパスに保健センター分室を置き、医療法に基づく「診療所」として医療業務を行っており、健康面・衛生面から安全かつ円滑な大学運営並びに教育研究活動を支えている。

保健センターにおいては、3名の医療管理者による医療管理者会議、多摩キャンパスと都心キャンパス（後樂園及び市ヶ谷）毎の医療スタッフミーティング、事務職を含めた専任職員打合せ（いずれも月1回）や、専任・嘱託に限らない医療スタッフのキャンパス間異動を継続して実施しながら、保健センター業務の充実及びキャンパス間におけるサービスや技術の均等化を図っている。

①保健管理

本学の学生の保健管理体系について、本学においては、学校保健安全法に基づく定期健康診断及び事後措置として二次検診（再検査）、保健指導、健康相談、専門医の紹介等を実施している。

[図7-1 学生保健管理体系（2017年度）]



a. 定期健康診断

学生を対象とする定期健康診断は、毎年4月初旬の学習指導期間中に、多摩キャンパスで5日間、後楽園キャンパスで2日間それぞれ別日程にて実施している。

また、この定期健診とは別に、多摩キャンパスでは5月上旬に障害のある学生を対象に健康診断を実施している。このほか、大規模な自然災害やインフルエンザ等の感染症による登校禁止措置等により指定された日程で受診できない学生が多数にのぼる場合には後日臨時の日程を設定し、ひとりでも多くの学生が受診できるよう配慮している。さらに、定期健康診断を受診した学生のうち、就職、受験及び授業等で健康診断証明書に追加項目を必要とする学生のために臨時健康診断を随時実施しているほか、後楽園キャンパスにおいては授業に関連する遺伝子組み換え実験に従事する者の健康診断を行っている。

定期健康診断における検査項目は、身長・体重測定（BMI25以上はパンフレット配付等で生活指導）、視力検査、尿検査（新生入生、編入学生のみ）、胸部X線検査（直接撮影）、診察（聴打診、問診、視診）、ヘルスチェック（二次検査対象者については検査予約、外部医療機関の紹介、BMI30以上は血液検査及び管理栄養士による栄養指導の予約）であり、法令上の定めに関わらず各学年に対して同一項目の定期健康診断を実施することにより、診断結果に基づく継続的かつ充実した保健管理体系を維持するとともに、学生個人々の健康診断に係る経済的負担の軽減にも資するものとなっている。

定期健康診断の受診率は学部学生においては表7-4の通り例年83%前後で推移していたが、2016年度は80%を割り込んだ。保健センターではこれを重く受け止め、回復のための方策として、今まで学部・学年で受診枠を定め就職活動以外では受診枠の変更をほとんど認めなかったことを改めて、在學生と新生入生の区分と男女の区分を超えなければ自己都合で受診可能な時間帯での受診を認めることとした。その結果、2・3年生の受診率は上昇したが、4年生は減少した。4年生の受診率減少は、地方での就職活動などの影響があるのではと推察されるが、全体としては定期健康診断に始まる学生保健管理体系は有効に機能していると分析している。

[表7-3 定期健康診断受診者数内訳]

	学部学生	大学院学生	専門職 大学院学生	科目等 履修生	合計
2013年度	20,709人	968人	497人	39人	22,213人
2014年度	20,650人	896人	469人	25人	22,040人
2015年度	20,256人	862人	483人	27人	21,628人
2016年度	19,255人	836人	406人	28人	20,525人
2017年度	19,693人	836人	310人	24人	20,863人

※ 学部学生には修延生を含む

[表7-4 定期健康診断学部学生学年別受診率]

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
1年生	99.1%	98.4%	97.5%	98.7%	98.5%
2年生	76.6%	76.3%	71.8%	65.7%	71.9%
3年生	82.7%	81.7%	76.2%	71.7%	72.2%
4年生	81.1%	80.0%	84.8%	81.3%	79.9%
5年生以上	46.5%	46.3%	40.2%	44.0%	44.2%
平均受診率	82.9%	82.3%	82.7%	77.6%	79.2%

※ 平均受診率には修延生を含む

このほか、学部新入生全員（編入学生を含む）を対象とする心臓メディカルチェック（心電図検査）を定期健康診断期間中に実施しており、各年度とも受検率は 98%前後と極めて高い水準となっている。

学生の健康診断結果及び心臓メディカルチェックの結果については学生健康管理システムで管理しており、全学証明書自動発行システムを用いて健康診断証明書の発行が可能となっている。受診者個人への結果の開示については全授業システム manaba を活用して行っている。manaba による健康診断結果の開示については、2015 年度の実施初年度は受診者数の約 25%が閲覧するに留まった。この点の改善に向けては、検診説明会場において DVD 動画を活用した周知を行うなどの方策を講じている。

定期健康診断は、全ての在学生を対象としていることから、実施に際しての実施体制の整備・調整が毎年の大きな課題となっている。特に、他大学等の定期健康診断が同時期に集中することや、昨今の医師不足により毎年必要な医師数の確保に苦慮しており、協力医療機関に加えて人材派遣会社からも医師の紹介を受けて対応している。また、受付・案内及び誘導等の業務については、会場内の対応において専門性を求められることや、受診学生の個人情報保護を徹底するため、専門業者に業務を委託して実施している状況であり、必要人数の確保には十全な準備が必要となっている。

b. 二次検診

定期健康診断及び心臓メディカルチェックで新たに所見を認めた学生と前年度から経過観察中の学生に対しては二次検診を実施し、さらに詳細な検査等が必要な場合には外部医療機関の紹介を行っている。定期健康診断後の二次検診等の措置は、循環器系、腎・泌尿器系、呼吸器系、代謝・内分泌系、その他に分類してきめ細かく行っている。また、外部医療機関で治療または経過観察中の学生については主治医からの報告書（病歴調査票）を通じてその疾患の症状等を把握している。

なお、二次検診は疾患別に専門医が対応することとしているが、二次検診にあたる専門医の安定的な確保が継続的な課題となっていることから、本学では国立病院機構災害医療センター各科医局、東海大学医学部付属八王子病院、北里大学病院循環器内科医局、日本大学医学部附属板橋病院との連携を構築することで更なる充実を図っている。しかしながら、将来的には要員確保が困難となる可能性を考慮し、検診の質を維持するうえで、今後大学病院や基幹病院との更なる提携が重大な課題であると認識している。

c. 保健指導・栄養指導・健康相談

生活習慣に伴う疾病対策のため、定期健康診断時に BMI25 以上の学生には肥満解消のためのパンフレットの配付を、BMI30 以上の学生及び前年度の保健指導対象学生には血液検査、医師・看護師による保健指導及び管理栄養士による栄養指導を行い、「健康」に対する注意を喚起している。また、多摩キャンパスの保健センター内には健康相談室を開設し、日常的な健康相談について保健センター所属の保健師及び看護師が対応を行っている。

保健指導及び健康指導にあたっては、インボディ（体成分分析装置）を活用し、体重、体脂肪量だけではなく体内の水分量や骨量、内臓脂肪推定値、筋肉バランス、部位別骨格筋量等、多面的に測定した上で実施しており、充実した指導が可能となっている。

②診療

本学の保健センターは、医療法に基づく「診療所」として医科及び歯科の診療を行っている。医科については内科系中心の初期診療を行っており、診察内容は感冒などの呼吸器系や下痢・腹痛等の消化器系の急性疾患及び高血圧症・脂質異常症・胃潰瘍等の慢性疾患に対応し、外科・整形外科系では授業・課外活動中の怪我、通学時のバイク・自転車の事故等の外傷に対応しており、外部医療機関での医療が必要な場合は、適宜診療の依頼を行うなどの措置をとっている。また、疾病・外傷により保健センターに来室できない場合には、看護師及び必要に応じて医師が緊急出動して治療にあたる体制も整えている。

加えて、女子学生の生活支援を充実させるために、2017年度から婦人科専門医による女性相談外来を授業期間中の月1回（年8回）、女子学生の割合が多い多摩キャンパスで開始することとしている。この対応は、女子学生は婦人科系の受診・相談・休養室利用が多い状況を踏まえたものである。

診療については、保健センターは保険医療機関の指定を受けていないため、本学独自の「中央大学保健センター診療費等に関する基準」を制定し、診察料（初診料・再診料）は無料、薬剤料は保険点数料金に準じた額、諸検査料は保険点数料金の半額とするなど、学生の負担の軽減を図っている。

さらに、多摩キャンパスの保健センター内には歯科診察室を設置し、授業実施期間中に週3日開室している。

[表7-5 保健センター受診者数（学生・教職員）]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
多摩（医科）	7,162件	5,997件	6,137件	6,651件	5,813件
多摩（歯科）	797件	723件	619件	672件	606件
後楽園	1,161件	1,141件	1,033件	1,038件	891件
市ヶ谷	887件	833件	705件	573件	421件
計	9,210件	7,971件	7,875件	8,262件	7,731件

診療受付時間は表7-6に示す通りである。

[表7-6 保健センター診療受付時間]（授業実施期間中）

キャンパス		診療受付時間	
多摩	医科	月～金	10:00～11:50 13:00～17:50
		土	10:00～11:50
	歯科 (予約制)	水・木・金	10:00～11:30 13:00～15:00
後楽園	医科	月～金	13:00～18:50
		土	10:00～11:50
市ヶ谷	医科	月～金	12:00～17:50
		土	10:00～11:50

医療スタッフについては、表7-7の通り、専任・常勤・非常勤合わせて相当数を確保している。日常診療は主に協力医療機関から派遣された医師が担当している。

このほか、入学式・卒業式、各種入学試験、中大杯スポーツ大会、通信教育課程夏期スクーリング、オープンキャンパス、大学祭、ホームカミングデー等の多人数が参加する学内行事においても救護体制をとっている。また、学生の健康管理だけでなく教職員の健康管理も担当し、産業保健業務（労働安全衛生関係業務）にも深く関わっているため、変化

する行政施策への対応もあり業務は拡大傾向にある。このような状況に対応すべく医療スタッフの充実を図るとともに人材の育成に努めている。

[表 7-7 保健センター医療スタッフ一覧 (2017年5月1日現在)]

	多摩キャンパス	後楽園キャンパス	市ヶ谷キャンパス
専任医師	1人	1人	—
常勤嘱託医師	—	—	1人
非常勤嘱託医師※	7人 ^(注1)	5人	4人
非常勤嘱託産業医	1人	—	—
専任保健師	2人	—	—
専任看護師	1人	1人	—
嘱託保健師	—	1人	1人
嘱託看護師	3人	1人	1人
嘱託薬剤師	1人	—	—
嘱託医療事務職員	1人	—	—
専任事務職員	4人	1人	—

注1. ※には1日1人勤務体制。また、授業期間中月一回勤務の婦人科医師の数を含む。

③予防教育、安全・衛生教育

a. 学生への広報活動

本学の健康関連行事、健康情報及び医療情報等については、本学公式 Web サイト、学生ポータルサイト C plus 等を通じて提供している。このうち、健康関連行事としては、個々の学生が健康についての関心を高め、健康志向の生活に改善するよう働き掛けることを目的に、多摩キャンパス、後楽園キャンパス及び市ヶ谷キャンパスにおいて毎年1回「健康フェア」を実施し健康啓発活動に努めている。「健康フェア」では、インボディ（体成分分析装置）による脂肪量、筋肉量等の測定のほか、呼気 Co 測定、運動指導、栄養・生活指導、禁煙指導等を行っており、毎年700名前後の多数の学生が参加している。

b. 感染症への対応

学校保健安全法で指定された感染症が発生した場合、本学においては感染状況の把握、学生・教職員へ情報提供による注意喚起及び抗体検査や予防接種に対応する近隣医療機関の紹介等に対応している。患者発生時には感染拡大を防ぐため、感染症に関する Web サイトを開設し、迅速かつ正確な情報を随時更新しているほか、平素から予防策等の情報提供を行っている。このほか、破傷風予防接種については、学生のサークル等を支援する組織である学友会に所属する団体の希望者を対象に毎年実施している。

c. 薬物乱用防止等

本学の大麻等薬物乱用防止啓発会議が実施する薬物乱用防止キャンペーンの一環として、学生・教職員・保護者を対象に本学公式 Web サイト等を通じて広報活動を行っている。

d. AED（自動体外式除細動器）の設置

緊急時に使用する AED を各キャンパスに設置している。2015年度までに、多摩キャンパス9台、後楽園キャンパス2台、市ヶ谷キャンパス・市ヶ谷町キャンパス・駿河

台記念館各1台を設置し、新たに2016年3月に多摩キャンパスに5台増設した。

以上のように本学における学生の保健管理体制は年々充実したものとなっており、また、新たな健康増進のための取組みや学生の心身の健康の保持・増進のための配慮がなされるなど、適切かつ充実したものとなっている。また、予防活動及び安全配慮についても平素よりこれらを促す広報活動及び対応を行っており、これらは適切に行われているといえる。

2) 学生相談室

本学では、学生生活上の相談窓口として多摩キャンパスと後樂園キャンパスに学生相談室を、市ヶ谷キャンパスに専門職大学院学生相談室を設置し、学生や父母・友人等の関係者からの相談を受け付けている。一般的に相談室の形態は「よろず相談型」、「カウンセリング型」、「医療型」という3つの形態に区分されるが、本学では最も間口の広い「よろず相談型」を採用しており、「間口は広く奥行きは深く」を基本方針に、学業のみならず学生生活で生起する多種多様な問題について相談を受け付けている。

学生相談室では、精神科医・心理カウンセラー・弁護士に加え、各学部から選出された教員相談員及び各学部事務室・大学院事務室の各事務長をはじめとする職務上職員相談員が相談業務に就いており、相談の内容によって学部事務室等の学内組織、外部医療機関や父母等との連携の下で、解決に向けたサポートを行っている。

学生等への周知については、本学公式 Web サイトへの掲載や入学時の学園生活オリエンテーション等における説明、パンフレット配布を通じて行っているほか、学生の父母等に向けては父母対象広報誌『草のみどり』等を通じて紹介を行っている。

具体的な相談の体制として、多摩キャンパスの学生相談室においては、月～金曜日は精神科医を1名、心理カウンセラーを1名（木曜日のみ2名）配置し、メンタル面で問題を抱えた学生に対応しているほか、法律問題の専門家として弁護士を水曜日に1名配置し、学生をターゲットとした悪質商法やトラブルなどが発生した場合に助言を受けながら解決していくことが可能な体制を整備している。加えて、各学部の専任教員による学生相談員が随時学生相談対応できる体制としている（表7-8）。

後樂園キャンパスの学生相談室においては、月～金曜日に精神科医か心理カウンセラーのいずれか1名を配置する体制を原則としているが、2017年3月をもって金曜日の精神科医が退任したため、現在、後任者の人選を進めている。また、キャンパスソーシャルワーカー1名を配置しており、水曜日については、キャンパスソーシャルワーカーが嘱託心理カウンセラーとしての相談にも対応することとしている。（表7-9）。

[表7-8 学生相談室相談員一覧（多摩キャンパス、2017年度）]

曜日	時間	相談員名	相談内容
月曜日	13:00～17:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
火曜日	10:00～14:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
水曜日	11:00～15:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
	15:30～17:00	嘱託弁護士	法律問題

木曜日	13:00～17:00	嘱託精神科医	精神衛生
	10:00～16:00 11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー (2名)	対人関係・性格、心理
金曜日	12:00～16:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
教員相談員		専任教員 法学部 3名 経済学部 4名 商学部 4名 文学部 5名 総合政策学部 2名	学業、留学、課外活動、学生生活、資格試験、キャリア開発、健康、身体、対人関係、生活、人生 etc.
職務上相談員〔随時〕		専任職員 14名	

[表7-9 学生相談室相談員一覧 (後楽園キャンパス、2017年度)]

曜日	時間	相談員名	相談内容
月曜日	10:00～16:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
火曜日	10:00～14:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
水曜日	10:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
木曜日	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
金曜日	10:00～14:00	— (人選中)	
教員相談員		専任教員 理工学部 3名	学業、課外活動、進路、学生生活全般 etc.
職務上相談員〔随時〕		専任職員 3名	

市ヶ谷キャンパスの専門職大学院学生相談室は専門職大学院に在籍する学生を対象とし、専門職大学院学生相談室委員会がその運営にあっている。メンタルに関わる相談には、精神科医2名（相談時間 毎週水・木曜日 13時～16時30分）と心理カウンセラー1名（相談時間 毎週月曜日 13時～16時30分）が対応し、その他の事項については専門職大学院各研究科から選出された9名の教員相談員が対応する体制をとっている。専門職大学院学生相談室については、法務研究科が所在する市ヶ谷キャンパスに置かれていること、法務研究科以外の専門職大学院研究科は大半の学生が社会人であることから、その利用者の9割以上が法務研究科の在籍生であることが特徴である。

各キャンパスの学生相談室における過去5年間の相談受付件数（のべ数）は下表の通りである。

[表7-10 学生相談室 年間相談件数（のべ数）]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
<多摩キャンパス> 学生相談室	3,368件	3,589件	3,976件	3,449件	3,163件
<後楽園キャンパス> 理工学部学生相談室	561件	645件	610件	662件	541件
<市ヶ谷キャンパス> 専門職大学院学生相談室	128件	78件	118件	123件	171件

学生の相談内容については、その内容に応じて、①A領域：(学業)・課外活動・資格試験・留学等、②B領域：進路・就職等、③C領域：精神衛生・性格・宗教・対人関係・健康・恋愛等、④D領域：法律・学費・家計・生活等、の4領域に分類しているが、多摩キ

キャンパス・後楽園キャンパスの学生相談室においては、このうちC領域の相談が占める割合が相談件数全体の5割を占めている。加えて、C領域の相談については、他の領域と比較して1人の来談者に対して継続した対応が必要となり、複数回の来談が生じるケースが多いことから、これに対応する専門スタッフの安定的な確保や相談スペースの拡充がいずれの相談室においても課題となっている。

他方で、大学生活において支援を必要とする学生を継続的に支援していくにあたっては、学生相談室での対応のみならず、日常的に学生と接する教職員が大きな役割を担う必要があるため、学生相談室では教職員に対する情報発信・意識啓発にも注力している。

具体的な取組みとしては、各学部教授会において毎年1回、学生相談室の専門スタッフ（精神科医、心理カウンセラー）による精神衛生に関する懇談会を開催し、困難を抱える学生への気づきのきっかけとなるように事例の紹介を行っているほか、日常の学生対応の際に教職員が留意すべきポイントを共有することを目的とした冊子『教職員のための学生相談ハンドブック 気になる学生に出会ったら』を作成し、教職員専用Webサイトで公開するとともに、新任の専任教職員には冊子の配布も行っている。加えて、職員に対しては「職員のための学生対応スキルアップ・セミナー」を毎年開催し、学生相談に関連するテーマで講演を行っている。このセミナーは、日常的に学生と接する機会が多い職員に向けて、精神科医や心理カウンセラーが直接講演を行うものであり、2016年度については多摩キャンパスにおいて3回実施し（講演テーマは、①「性同一性障害（性別違和感）を抱える学生の理解と支援」、②「大学生のつまずきとその支援（学生相談事例から学ぶ）」、③「学生を支える人のためのメンタルヘルス」）、延べ43名の職員の参加が得られた。セミナーの内容は講義録としてとりまとめ、全部課室に配布して広く情報を共有している。また、理工学部においては、各学科・教室からの代表と学生相談員である教員、理工学部事務室スタッフの間で、メンタル面で困難を抱える学生や発達障害等の症状を理解した上での対応が必要となるケースに係る対応事例の情報共有と対応方策についての意見交換を行うことを目的に「学生生活に関する連絡懇談会」を不定期に開催し、組織的な対応に努めている。

さらに、これらの取組みに加えて、学生の変化に早い段階で気づき、学生相談室への来談を促すなど、日常的に学生と接している教職員全体で学生を見守りながら支援を行っていく仕組みとして、「心に困難を抱える学生のための支援体制」を構築している。この取組みは、各学部から教員1名・職員1名（学部により複数名）、キャリアセンターから複数名の支援担当者を選出し、悩みを抱えながらも学生相談室を訪れていない学生に早い段階で気づき、学生相談室を中核に関連する学内組織が連携しながら必要な支援を継続して行うものである。

当該取組みによる支援を継続的かつ組織的に推進していくためには、学生相談室と各組織との間での情報交換や協力関係の強化が不可欠である。そこで、学生相談室においては支援担当者間の情報共有を目的とした懇談会を年1回実施し、各担当者の情報交換に努めているほか学生相談室の活動についての更なる理解を促進するため、支援担当者に対して活動レポートを配布するなど、円滑な活動のための環境整備に努めている。

（2）ハラスメント防止のための措置の状況

ハラスメント防止・啓発に向けては、2007年4月に大学としての基本方針として「中央大

学ハラスメント防止啓発宣言」を制定するとともに、同宣言とあわせて制定した中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程及び中央大学ハラスメント防止啓発ガイドラインに基づき、組織的な取り組みを行っている。

中央大学ハラスメント防止啓発宣言並びにハラスメント防止啓発に向けた大学の取り組みに係る周知については本学公式 Web サイトを通じて行っているほか、構成員の属性に応じた周知を行っている。具体的に、学生に対しては入学時のガイダンス等においてハラスメントについての啓発とリーフレットの配布による防止啓発活動を実施している。専任教員に対しては教授会におけるリーフレットの配布、兼任教員に対しては冊子「兼任教員ガイド」への掲載を通じた支援に加え、4月の授業開始時期に兼任教員用レターボックスにリーフレットの配布を行っている。このほか、正課授業以外の法職講座や経理研究所等の講師に対してもリーフレットを配布して啓発を行っている。また、職員に対しては、全部課室へリーフレットを毎年配布することにより周知している。

これら媒体による周知に加え、後述する防止啓発活動を展開している。

1) ハラスメント防止啓発に関する組織体制等

本学におけるハラスメント防止啓発に関する組織体制は、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程において、「本学におけるハラスメントの防止啓発活動を統一かつ継続的に行うため、防止啓発委員会を置く」（同規程第 24 条）、また、「ハラスメントに関する業務を処理するため、防止啓発委員会の下に防止啓発支援室を置く」（同規程第 39 条）と定めている。ハラスメント防止啓発委員会は法人及び教学の各組織から選出された委員により構成され、ハラスメント防止啓発支援室は法人事務組織の位置づけである。

ハラスメント防止啓発委員会の下には、日常的な防止啓発活動と事案解決に当たる組織としてハラスメント防止啓発運営委員会（同規程第 29 条）を設置し、ハラスメント防止啓発支援室と連携して、ハラスメント事案の解決に向けた対応にあたるとともに、ハラスメントのない快適な教育・研究、就業環境を作りだし、維持するための防止啓発活動を行っている。運営委員会は、各学部、各研究科、各附属中学・高校教諭及び事務職員から理事長が委嘱した 35 名で構成している。なるべく多くの防止啓発運営委員が事案対応を担当することで特定の委員に負担が偏らないようにするため、4 名毎の月当番を決めており、それぞれの運営委員に経験が蓄積され、よりスムーズな事案解決及び防止啓発支援活動を可能にしている。なお、事案内容によっては当該組織に所属する委員は担当から外す等の配慮を行っている。

さらに、運営委員会の中には具体的な日常業務を遂行することを目的として、運営委員長及び運営副委員長で構成される常務委員会（同規程第 36 条）を設置し、多様な相談に対して柔軟な対応を可能にしている。

日常的なハラスメントの相談については、ハラスメント防止啓発支援室（多摩キャンパス）、学生相談課、（多摩キャンパス）、理工学部学生生活課（後楽園キャンパス）、専門職大学院事務部（市ヶ谷キャンパス及び市ヶ谷田町キャンパス、後楽園キャンパス）及び通信教育部事務室が窓口となり、直接来室・電話による相談を受けている。さらにハラスメント防止啓発支援室では、FAX、E-mail、手紙での相談にも対応することとし、相談者がアクセスしやすい相談体制を整えている。

2) ハラスメント防止啓発活動等

ハラスメントに対する正しい理解と防止啓発を目的に、リーフレットの配布による周知に加えて以下のような取組みを実施している。

①講演会・研修会

学生、教職員、附属高校生それぞれを対象とした講演会を毎年度実施している。2016年度は、学生対象の講演会は5回、教職員対象の講演会・研修会は10回、附属高校生対象の講演会は3回実施している。

学生及び教職員を対象とする講演会については、多摩キャンパスのみならず後楽園キャンパスでも開催し、構成員が年間に1回は参加が可能となるよう配慮している。また、新任の教職員に対しては全員に対してハラスメント防止啓発に対する理解と意識を高めるための研修を実施している。

②防止啓発キャンペーン

防止啓発キャンペーンについては、2008年度よりハラスメント防止啓発の趣旨に賛同して活動している学生団体（名称：NON HARASSMENT PROJECT<略称 NHP>）が、ハラスメント防止啓発委員会と協働で企画から運営まで行っている。2016年度の防止啓発キャンペーン（多摩キャンパス）においては、①防止啓発キャンペーンの趣旨に賛同する学生団体の中央ステージにおけるパフォーマンス、②アルコール・ハラスメント及び多様な性（LGBT など）をテーマとした劇の上演と問題提起、③図書館ギャラリーにおけるハラスメントに関する展示等の企画、④NHPの活動についてのPRを実施した。後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスにおいては、展示形式のキャンペーンを実施している。

③構成員を対象とするアンケート調査

学校法人中央大学の全構成員（附属高校を含む）を対象とする「中央大学ハラスメント実態調査」を4年に一度実施している。この調査は、①ハラスメント被害の実態を把握すること、②被害者の声を吸収すること、③本学におけるハラスメント防止に対する取組みの周知度を過去の調査と比較すること、④教職員の組織環境とハラスメントとの関連を探求することを目的とするアンケート調査である。2016年度には3回目の調査を実施し、2017年度に結果の集計・分析作業を行う予定である。同調査はこれまで紙媒体で実施していたが、前回の調査の際に回答者から Web による実施の提案があったため、2017年度調査は manaba による実施方法に変更した。その結果、回収率は6%（前回調査は16.5%）と低い水準となった。

④学部等の教育組織との連携による啓発活動

学部をはじめとする教育組織との連携による組織的な啓発活動についても、近年広がりつつある。2016年度の取組みは次の通りである。

- ・文学部の1年次必修科目である「大学生の基礎（1）」において、「大学生とハラスメント」をテーマとする授業（1回）を実施
- ・文学部棟内でハラスメント防止啓発に係る展示を実施

3) ハラスメント事案への対応の適切性

過去3年間のハラスメントに関する相談件数は、表7-11に示す通りである。

2016年度の相談件数は86件である。相談件数は年度により増減があるが、本学がハラスメント全般に関する相談及び事案解決に対処するようになった2007年度の相談件数が57件であったことを踏まえると、近年は高止まりの状況となっている。

また、背景に当事者間以外の大きな問題がありその枝葉の現象としてハラスメントが表出している事例や、各組織での初動時の対応に納得せず最終的な相談先としてハラスメント防止啓発支援室に相談が持ち込まれる事例等、本質的にはハラスメント事案とはいえない事案も恒常的に一定数存在している。

これらの状況は、ハラスメントに関する相談窓口の存在が認知され、構成員の意識が高まってきたことにより、ハラスメントの存在が顕在化してきた結果とも捉えることができるが、今後も学内各組織に対する地道な啓発活動の実施や、組織間の連携強化によるハラスメント発生防止や発生時の適切な対応に今後も継続的に取り組んでいく必要がある。

【表7-11 2016年度事案別相談件数】

	女性	男性	不明	合計	2015年度	2014年度
セクハラ	21	4	0	25	19	30
アカハラ	9	13	0	22	18	22
パワハラ	11	8	1	20	16	26
その他	5	5	1	11	22	18
適用外	6	2	0	8	8	6
合計	52	32	2	86	83	102

※適用外：ハラスメント以外に分類される事案

※上記の分類は、事案の性質によりハラスメント防止啓発運営委員会で分類したものである。

※事案によっては、複数の性質を併せ持つものも存在する。

※事案の対応が複数年度にわたる場合、同一事案であっても対応を行った年度それぞれにおいて計上している。

ハラスメント事案への対応については、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程第14条に基づいて、以下のように対応している。

【ハラスメント申出事案解決方法の種類と相談対応の流れ（規程第14条概要）】

① 相談

ハラスメントを受けた者（相談者）からの申出の内容に応じて助言をしながら解決策を探る。

② 通知

相談によって問題を解決することができないときに、相談者に不利益が生じないように配慮しつつ、ハラスメントを行ったとされる者（相手方）に対し、ハラスメントの相談があったことを伝え、これに関する意見を聴く。相手方からの意見により、相談者がそれ以上の措置を望まないときに手続は終了する。

③ 意見の調整

相談者が相手方との間で、ハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について、意見の調整を図ることを希望するときに、双方からの意見の提出を求め、これを他方に伝達するとともに、双方に助言を与えて、意見の調整を図り、相談者が不利益を受けている場合には、相手方に自発的にその不利益を除去するよう助言して、事案の解決を図る。この場合、意見の提出は書面により行うこととし、相談者と相手方の面談は、双方の希望があり、かつ、これが妥当であると判断される場合を除き行わない。相談者が意見の調整内容及び相手方が行った不利益除去行為で満足したときに手続は終了する。

④ 調停

相談者が相手方との間で、ハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について調停を求めるときに、ハラスメントの存否について調査を行い、その結果に基づいて、とられるべき措置について調停案を作成し、相談者と相手方に調停案での合意を提案する。調停手続は、相談者の申出により、相手方がこれに同意したときに開始する。相談者及び相手方が調停案を受け入れたとき、又はそ

のどちらかが調停案を受け入れないときに手続は終了する。

⑤ 措置勧告

相談者がハラスメントの存否の調査及び当該調査に基づく適切な措置を求めるときに、ハラスメントの存否の調査を行い、その結果に基づいて措置勧告を決定し、関係機関にその実施を勧告する。措置勧告には、関係学内規程等に基づく懲戒処分案が含まれることがある。また、相手方によるハラスメントの反復を防止するため、その者についてハラスメントに関する研修等を受けるべきことを勧告する内容を含むことができる。

事案の解決方法としては、学生相談室扱いを含めて「相談」によるものが例年9割を超えており、相談の中で解決へ導く地道な取組みが着実に効果をあげている。

ハラスメント事案が発生した場合には、ハラスメント防止啓発運営委員会がハラスメント防止啓発支援室と連携して対応にあたっている。その際の中核となるのが運営委員長及び運営副委員長から構成される常務委員会（以下、常務委員会の構成員を「常務委員」という）である。常務委員会は2週に1回の頻度で開催され、ハラスメント相談の具体的な解決に向けた対応の検討・協議を行い、規程に基づき適切な措置が講じることで被害回復へと繋がるよう努めており、多くの場合、相談者が希望する方向での問題解決を実現している。

ハラスメント事案への対応については、対応の困難性や運営委員及び常務委員の負担を考慮すると外部機関への委託を進めるべきとの意見もあるが、事案の内容は多種多様であり、学内の具体的事情に応じて適宜適切な対応を行うことが相談者の今後の安心・安全に繋がり、さらに、委員の対応経験が今後の防止啓発の発見にも役立つことになることから、学内における対応が妥当であると捉え、適切かつ組織的な対応体制の更なる強化に努めている。

(3) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する支援については国際センターが中心となって行っている。具体的な支援内容としては、日本人学生の留学サポートサークルの協力のもとで、交換留学生が来日する際のピックアップ・滞在宿舎への案内、市役所等への手続き支援等があげられる。

住居面での支援としては、大学直営の国際寮（日野市）と外部管理委託による国際交流寮（多摩市）を開設している。両寮には常駐管理人を配置しており、寮における危機管理体制（特に初期対応において）も十分なものとなっている。

大学直営の国際寮はシェアハウス方式を採用し、協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生、日本人学生が入居可能となっており、日常生活を通じて異なる言語や文化、生活習慣に接することにより、学生の国際感覚の涵養も図っている。現在では、国際寮生が交流イベントを企画しているほか、寮内においても、交換留学生の生活サポート役を担っている。また、寮内の規則を遵守させる役割を担うレジデンス・アシスタントを日本人学生及び私費留学生の中から学生が選出し、レジデンス・アシスタントのリーダーとなる寮長の下で具体的な運営体制を決定し、留学生に対する支援を行っている。レジデンス・アシスタントと国際センター及び管理会社との間では、定期的に（月1回）ミーティングを開催し、課題の共有や課題解決に向けた対応策について議論している。

なお、後楽園キャンパスに通う交換留学生への宿舎対応については、公益財団法人アジア学生文化協会との協力提携に基づき、協会の寮を手配する初期対応を協会が担う体制を構築しており、十全な支援対応が可能となっている。

このほか、外国人留学生と日本人学生との交流を通して学内の国際交流意識の向上を図るために、春と秋の新入生歓迎会のほか、多摩キャンパス内に設置している異文化交流ラウンジ G² (G Square) 等で各種イベントを実施している。

(4) 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

学生の学生生活に関する満足度や大学への意見を把握することを目的とする調査としては、大学評価委員会が実施している在学生アンケートがある。在学生アンケートは、2年生以上の学部学生を対象に毎年実施している調査である。調査項目は、「本学における学習の状況」、「学生生活についての満足度」、「本学の活動に対する意識」の3つのカテゴリから構成されており、学生の本学における学習や学生生活の状況を把握すると同時に、広く学生の意見を聴取するものとなっている。

同アンケートは、2016年度以前はガイダンス期間や授業時間内において紙媒体の調査票により実施し、近年は対象となる学生数の40%以上から回答を得ていた。他方で、設問項目が多岐にわたり回答に一定の時間を要すること、データ入力に係る費用の高騰等が調査実施にあたっての課題となっていたことから、2017年度からは manaba を活用した実施方法に変更を行ったところである。これにより、回収率は16.6%に低下した半面、自由記述コメントの回答データについては前年度の1.3倍となり、有益な意見が多数寄せられる結果となった。

アンケートの集計結果ならびに集計結果の分析を元に作成した報告書については、C plus 及び学内イントラネットを通じて学内構成員に対して公開すると同時に、各学部をはじめとする学内の関係組織に対して個別に調査結果のフィードバックを行うことで、改善・改革に向けた取組みを促進している。また、2017年度の結果については、若手職員の発案をもとに、学生に対してよりわかりやすく・協働意識を喚起するような形での情報発信を行っている。

このほか、学生部においては、日本私立大学連盟の「学生生活実態調査」に本学独自の調査項目を加えた調査を4年に1度実施しており、直近では2014年度に調査を実施した。調査項目は学生生活の状況を把握するための共通設問に加え、本学独自の観点による設問を付加し、学生サービスの充実に向けた検討をする際の参考資料として活用している。2014年度調査においては、家計支持者の年収に関する設問や学生食堂の利用を含む食生活に関するもの等の設問を本学独自設問として設け、中央大学予約奨学金の家計基準を設定する際の参考資料、学生食堂のサービス改善（朝食営業の拡大、昼食ビュッフェの実施等）に向けた参考資料として活用している。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 「心に困難を抱える学生のための支援体制」が構築されていることにより、特に、学部事務室の担当者と学生相談室とを核として、関係組織が連携して学生への支援を行っている。また、教授会を活用した精神衛生に関する懇談会や、職員向けの「学生対応スキルアップ・セミナー」の開催により教職員の意識啓発にも継続して取り組むなど、大規模な大学でありながらも大学全体で学生を見守りつつ支援することが可能となっている。

<問題点および改善すべき事項>

- 学生定期健康診断については2016年度における受診率が8割を下回り、特に2・3年

生の受診率の低下が著しく、要因の分析と対応が喫緊の課題となっている。また、指定された日程で受診できない場合の対応に、学生が不満や不公平感を持つ状況が発生している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学生に対する組織的な支援を継続的に行っていくためには、支援に対して協力的な個々の構成員・組織による支援のみならず、より全学的な取組みとして展開していく必要があり、「心に困難を抱える学生のための支援体制」、教授会を活用した精神衛生に関する懇談会、「学生対応スキルアップ・セミナー」等の従来から実施している取組みに加え、関係する組織が連携した新たな取組みを検討するなど、本学教職員への意識啓発をより積極的に実施していく。
- 学生定期健康診断の受診率の低下の要因については、Webによる履修登録の増加等で学習指導期間に登校する学生が減少したこと等が考えられるが、指定の日程で受診できない場合の対応について検討し、健診を滞りなく実施しつつ、かつ学生の受診率及び満足度も上げることができるような方策を保健センターにおいて2016年度中に検討する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学生に対する組織的な支援の体制づくりの一環として、2016年度は障害学生支援検討委員会が設置され、2回開催がなされた。同委員会の検討の結果、ノートテイクへのUDトークの活用が開始されるなど、全学としての取組みが開始されている。また、キャンパスソーシャルワーカーについては多摩キャンパスにおいて2016年度は1名が欠員となっていたが、2017年度からは2名体制が実現し、毎月定期的にCSW連絡会の開催がなされている状況にある。
- 学生定期健康診断の受診率回復に向けては、今まで学部・学年で受診枠を定め就職活動以外では受診枠の変更をほとんど認めなかったことを改めて、在 student と新入生の区分と男女の区分を超えなければ、自己都合で受診可能な時間帯での受診を認めることとした。その結果、2017年度の受診率は79.2%に回復した。ただし、2・3年生の受診率は上昇したが、4年生は減少していることから、引き続き向上に努めていく必要がある。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 学生定期健康診断の受診日時を可能な範囲で自由化したことで、受診率の低かった2年生は65.7%から71.9%に、3年生は71.7%から72.2%に、学部学生全体でも77.6%から79.2%に受診率が伸び、実数で451名増加した。また、各キャンパスで誘導や検査会場を示す案内看板を工夫することで、受診者の移動がスムーズになり待ち時間が短縮する効果が上がっているなど、学生定期健康診断の業務全体のPDCAサイクルがうまく機能している。
- 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮を含む学生支援は、全学的な意識の醸成が重要になってくるが、教授会との懇談会、心に困難を抱える学生のための支援体制、教職員相談員などを通して学生支援・相談業務に対する理解を涵養してきており、近年は、修学が困難な学生への配慮なども担当教員から受け入れられやすくなってきている。

<問題点および改善すべき事項>

- ハラスメント防止啓発委員会の行っている防止啓発活動については、一定の理解と協力が

得られてきているが、依然として深刻な事案が発生している状況にある。大学構成員全般に対しての啓発をさらに推し進める必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 学内構成員に対し、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する防止啓発活動を継続して行っていく。あわせて、多様化・複雑化する事案に的確に対応していくため、各学部をはじめとする関係組織と定期的に懇談する機会を持つことにより、相互に抱える問題を可能な範囲で共有し、より多角的な視点で柔軟な対応を行っていく。

4. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

学生の進路選択に関わる指導・ガイダンス等についてはキャリアセンターが中心となって実施しているほか、学生生活全体における自己成長支援として、全学で「知性×行動特性」学修プログラムの取組みを推進している。加えて、各学部及び研究科においてもそれぞれの特色に応じたキャリア支援を行っており、一例として、法学部におけるリソースセンターを中心とするキャリア形成支援の取組み、理工学部における産学連携教育を通じた理工系女子学生のキャリア支援（「女性研究者・技術者育成プログラム」、通称：WISE Chuo）等があげられる。各学部及び研究科における具体的な取組みの状況については、当該組織の記述をご参照いただきたい。

以下、全学としてのキャリア支援の取組み状況について、1) 行動特性（コンピテンシー）に関する取組み、2) キャリアデザイン・プログラム、3) キャリアデザイン・インターンシップ、4) 就職活動サポート・プログラム、の4点について概要を示す。

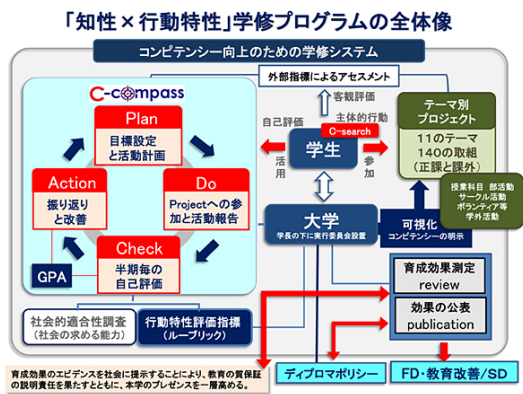
1) 行動特性（コンピテンシー）に関する取組み

本取組みは、社会で求められている「人間力」を評価する一つの指標として、行動特性（コンピテンシー）に着目し、従来のGPAに代表される「学力」の伸長のみならず、個々の学生が有する「行動特性」を自己確認させつつ主体的な行動に繋げることにより、自身の「行動特性」の伸長・涵養を図ることを目的とするものである。具体的には、正課内外の授業や講座を通じて学生の「行動特性」の伸長を促す取組みと、授業など学びの場を通じて得た「知性」とを有機的に連動させることにより、体系的なコンピテンシー育成を図っている。

本取組みについては、キャリア教育委員会及び「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会が中心となって全学的な展開を進めている。

2016年度においては、とりわけ『「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会』で取組んでいる「平成27年度中央大学教育力向上推進事業」の2年目として「アセスメントテストについて2017年度の実施に向けての検討」、「段階別コンピテンシーをベースとしたFDの仕組みづくり」「コンピテンシー項目及びC-compassの活用についての検討」の3項目について取組みを行った。

[図 7-2 「知性×行動特性」学修プログラムの概念図]



本取組みにおいては、学生生活における PDCA サイクルを支援するためのシステムとして「学生自己点検・評価システム (C-compass)」を活用している。C-compass は、各学部の導入教育を目的とする科目の授業において紹介・データ入力の手機が設けられているものの、現在のところ、これを活用した学生支援やリフレクションを組織的に行う仕組みとはなっておらず、広く活用されているとは言えない状況にある。大学評価委員会が実施した 2016 年度在学生アンケート結果においては、C-compass を複数回利用したことのある学生は全体の 13.8% に留まる一方で、複数回の利用経験がある学生の約 6 割が「役に立った」と評価していることから、更なる利用拡大に向けた方策や学生支援への活用についても検討する必要がある。

2) キャリアデザイン・プログラム

学生自らが行動を起こし、「職業観を身に付ける」、「社会に必要な能力を高める」ためのプログラムである。学生自身がやりたいこと、なりたい自分をイメージできるように、講演会や少人数グループワーク等で将来を考えるための情報収集や体験の機会を設け、入学直後から卒業後の進路を決めるまで、社会や仕事について体系的に学ぶことができる点が特徴である。学生生活の早期段階から多彩なプログラムへ参加することで、自分を見つめ直し、修学その他の目的意識をもって大学生活を送ることが可能となるよう配慮している。

個々のプログラムの概要は次の通りである。

① キャリアデザイン・ノート

学生生活を常に振り返りながら自己発見をしていくことを支援することを目的に作成・配布しているツールである。2017 年度版については内容・機能の拡充として、①別の媒体として発行していた「Chuo Career Design」(キャリアセンターの利用案内)の内容を統合、②就活手帳として使える 2 年分のカレンダー機能を追加したうえで、携帯しやすい大きさに変更、③ワークシートの内容を manaba で保存し振り返ることができる仕組みを構築、を行った。

2016 年度は学部新入生全員に対して入学時に配布を行ったほか、3 年生に対しても 5 月に実施しているインターンシップ・ガイダンスにおいて参加者全てに配布した。また、理工学部の学生を対象とした取組みとして、理工学部の「オリエンテーション科目」を活用して前後期 6 回の講義を実施した。あわせて、C-compass についての説明会ではキ

キャリアデザイン・ノート、『公務員をめざそう』を配付した。

②Grow UP（成長）セミナー

Grow UP（成長）セミナーは、自分が社会を生き抜いていく際に、常に発揮できる能力（コンピテンシー）に気づき、育むことを狙いとするセミナーである。

2016年度は「コミュニケーション系セミナー」、「プレゼンテーション系セミナー」、「アイデア創造セミナー」、「セルフマネジメントセミナー」等、全5回実施し、のべ198人の学生が参加した。

③PBL 講座

PBL 講座は、企業から講師を迎え、実際の企業の課題に対してグループで取り組み、発表までを行う講座として実施している。活動を通じて、学生が企業視点でビジネスを学び、課題解決力、役割認識、コミュニケーション力等、幅広い能力等を高めることを目的としており、2016年度は後期に2つの企業の協力を得て実施し、78名が参加した。

これら取組みのうち、「Grow UP（成長）セミナー（自己成長セミナー）」や「PBL（課題発見解決型連続講座）」については、各講座において「修得をめざすコンピテンシー」を明示した上でプログラムを実施するなど、目的と対象の明確化を図っており、2016年度においては参加者の満足度が92.％と高い評価を得た。他方で、現在のところ提携企業の数少なく、参加申し込み者数が定員を上回ってはいるものの広く学生に認知されているとはいえない状況にあることから、企業に対する広報・働きかけの強化や、参加経験者の声を活用した認知度拡大に努めていく予定である。

3) キャリアデザイン・インターンシップ

キャリアデザイン・インターンシップは、在学中に自分の専攻や将来に関連した企業や自治体において、実際に「働くこと」を体験できる制度である。当該インターンシップを通じて単位認定はされないが、企業と学生が互いに理解を深めることができ、学生にとっては、社会のしくみや働くことを理解するだけではなく、大学で何を学ぶべきか、「自分とはなにか」を考えるためのきっかけとなっている。

本学では、学生にとってインターンシップがより有効な機会となるよう以下の各種プログラムを実施し、募集段階のガイダンスから終了後の体験報告会まで一貫した支援を行っている。

2016年度は体系を見直し、1・2年次を対象とした産学連携型の「次世代リーダーズプログラム」、3年次以上を対象とした産学連携型の「架け橋プログラム」、行政機関へのインターンシップである「行政プログラム」、海外OB会組織との連携の下行う「グローバルプログラム」の4プログラムを展開した。

①インターンシップ・ガイダンス

インターンシップ・ガイダンスでは、インターンシップの目的や実施概要を伝え、参加を促進することを狙いとしたガイダンスと、エントリーシートの書き方・面接講座を実施している。

2016年度は文系4,020人（前年度3,995人）、理工1,229人（前年度532人）の学生が参加しており、特に理工学部において増加傾向著しくなっている。近年は就職活動に

直結する「採用型」のインターンシップが年々増えていることもあり、ガイダンスへの参加者数も増加傾向にある。

②インターンシップ・プログラム

本学では、キャリアセンターが窓口となり以下の4プログラムを展開し、より多くの学生がインターンシップに参加できる環境を提供している。

- ・次世代リーダーズプログラム（参加者 20 名）：学部 1、2 年生を対象とし、企業と提携して現場実習を含む 3 日以上で実施するプログラムである。学生には応募前に学内での企業説明会を開催することで目的や内容を明確に理解させることを目指している。
- ・架け橋プログラム（参加者 82 名）：学部 3 年生以上を対象とし、企業と提携して行う。キャリアセンターを通じて 1 Day から数日間の多様な切り口のインターンシップ・プログラムを学生に周知することによって、選択肢を増やし積極的に参加できる場を提供している。
- ・行政プログラム（参加者 249 名）：行政機関提供のプログラムであり、官公庁で就業体験を行う。申込みは大学でとりまとめる。（夏季・春季実施）
- ・グローバルプログラム（参加者 14 名）：海外の本学 OB 会組織の支援の下実施されるプログラムであり、海外企業などで実習を行う。（上海）

③インターンシップ事前研修

インターンシップ先でのマナーやリスクマネジメントに困らないよう、一部のプログラムでは派遣学生全員の事前研修受講を義務付けている。また、インターンシップに参加するにあたっての目的意識を明確化する機会としても位置づけている。

④インターンシップ体験報告会（次世代リーダーズプログラムのみ実施）

インターンシップの成果を学生自身が言語化することにより、更なる顕在化・深化を図るために、インターンシップに参加した学生同士でワークショップ（体験報告会）を行っている。

[表 7-12 キャリアデザイン・インターンシップ参加者数（過去 5 年間）]

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
法学部	206	196	244	207	176
経済学部	58	70	91	85	46
商学部	66	71	121	106	47
文学部	53	68	70	63	38
総合政策学部	20	21	29	31	15
文系学部 計	403	426	555	492	322
理工学部	76	73	78	80	66
総計	479	499	633	572	388

[表 7-13 キャリア支援関連イベント一覧 (2016 年度)]

領域	名称	時期	概要	参加者数	対象
キャリアデザイン・プログラム	Grow UPセミナー	前期・後期	コンピテンシーに焦点を当てたグループワーク型講座	198	全学年
	PBL講座	前期・後期	企業から講師を招く課題解決型連続ワークショップ	78	全学年
キャリアデザイン・インターンシップ	インターンシップ・ガイダンス(行政)	4～5月	インターンシップ理解促進と募集情報周知	429	全学年
	インターンシップ・ガイダンス(3年次)	5月	インターンシップ理解促進と募集情報周知	3,391	3年次
	インターンシップ・ガイダンス(1～2年次)	前期・後期	インターンシップ理解促進と募集情報周知	200	1～2年次
	インターンシップ事前研修	前期・後期	参加決定者対象に心構え、マナー実習を行う研修	300	全学年
	インターンシップ参加者(次世代リーダーズプログラム)	通年	次世代リーダーズプログラム・インターンシップ(対象:1～2年次)への参加者	20	1～2年次
	インターンシップ参加者(架け橋プログラム)	通年	架け橋プログラム・インターンシップ(対象:3年次以上)への参加者	82	3年次以上
	インターンシップ参加者(行政)	通年	行政機関へのインターンシップ参加者	249	全学年
	インターンシップ参加者(公募)	通年	公募(大学経由・提携等)インターンシップへの参加者	153	全学年
	海外インターンシップ	9月	上海白門会協力のもと、上海での企業訪問・学生交流	14	全学年
	体験報告会	4・9・10月	インターン参加者のグループワークによる体験振り返り	20	全学年

3) 就職活動サポート・プログラム

キャリアデザイン・プログラム、キャリアデザイン・インターンシップを経て、設計してきた自分の未来図をかたちにするための最終ステップが就職活動段階であり、学生1人1人が充実した就職活動を行えるよう、キャリアセンターにおいてきめ細かいフォローアップを行っている。

なお、本学は、多摩キャンパスに文系の学部及び大学院各研究科が、後樂園キャンパスに理工学部及び理工学研究科が所在していることから、それぞれのキャンパスにおいて文系・理系の特性に応じた支援を展開している。

①就職ガイダンス

多摩キャンパスにおいては、主として3年生対象の就職ガイダンスを年3回、4年生を対象とするガイダンスを5月に実施している。3年生対象のガイダンスについては、就職準備のための講演（「自己分析」「業界・企業研究」「履歴書、エントリーシートの書き方」「面接対策」等）と、時機に応じた各種就職支援イベントの告知を行っている。併せて、各回の開催時期に相応しい就職支援サービス（例：就職適性検査、就職情報サイト登録、U・Iターンガイダンス）を実施している。

後樂園キャンパスにおいては、全体ガイダンス（「進路・就職ガイダンス」）を2015年度は6回実施するとともに、具体的な対策ガイダンスとして「就活塾」を行っている。「就活塾」では、筆記試験対策、業界企業研究セミナー、新聞を利用した企業研究、エントリーシート対策セミナー、面接対策塾、集団面接実践、グループディスカッションなどを行っており、2016年度は16回実施している。また、学生が関心の高い業界の話聞ける業界職種研究会についても16回設定している。

②個人面談

キャリアセンターにおいて、自己分析から、求人紹介、エントリーシート添削まで、就職に関する各種の相談を1対1で行っている。2016年度の個人面談件数は、多摩キャンパス：のべ7,103件（前年度6,265件）、後樂園キャンパス：のべ2,540件（前年度2,085件）となっている。

個人面談は人的・時間的にも多くの労力を要することから、キャリアセンターの負担は大きいですが、大規模なガイダンスでは対応しきれない学生個別の事情に応じた就職支援が可能であり、また、学生の就職に対する不安の軽減なども期待されることから、非常に高い効果を発揮している。

③「Career Center net」進路・就職支援ネット

就職情報システムについては「Career Center net」を通じて進路選択や就職支援に係る情報提供を行っている。本システムは学年に関わらず利用することが可能であり、早い段階からキャリア形成の準備を進めるためのツールの一つとして、1・2年生にも利用を呼び掛けている。

本システムは、企業の基本情報、企業等からの求人やセミナー情報、合同企業セミナー情報を蓄積するデータベースとしての機能に加え、企業研究のためのOB・OG訪問に資することを目的に各企業に情報提供を依頼の上で作成している卒業生名簿の閲覧機能も有している。さらに新着求人に関しては、学生の希望する業種、地域毎に新着求人として各学生の全学メールに発信することができる仕様となっているほか、企業名や、その他のキーワード検索を備え、学生のインスピレーションによる検索にも応える環境を整えている。また、卒業時点の進路情報や就職活動報告もWebから簡単に登録できるようになっており、システムを通じた速やかなデータ収集をもとに次年度に就職活動を行う学生に対して質の高いサービスを提供することが可能となっている。

今後は、現在PDFで学生に提供している企業のインターンシップ情報をシステムに登録できる仕組みを作り、インターンシップ企業検索機能をカスタマイズすることにより、学生のユーザビリティを向上させていく予定である。

④就職合宿セミナー/面接力UPセミナー

就職活動対策セミナーとして、学外施設において合宿形式（1泊2日）で行う合宿セミナーと、多摩キャンパスにおいて日帰り形式で行う面接力UPセミナー（2日間）を実施している。当該セミナーは、各業界の採用担当者及び採用担当経験者を講師として招き、主に模擬面接を中心に実施しており、学生の面接スキルを向上させるとともに、自己に関する掘り下げを行う必要性を気づかせるきっかけとして有効に機能している。

⑤キャリア・ベーシック（業界研究会）

業界動向、採用動向に関するセミナーとして、例年12～1月頃に各業界のリーディングカンパニーによる「業界研究会」を実施している。ここでは、業界知識、企業情報を潤沢に提供することによって、学生の業種選択のミスマッチを防ぐ効果が期待できる。

⑥キャリア・ベーシック（職種研究会）

業界を問わず、営業職・企画職・総務職の現場で働いている企業人を招き、パネルディスカッション形式で職種理解につながるイベントを実施している。ここでは、各職種の役割や現場での体験を話してもらうことによって、職種と個々の学生の適性との不一致を防ぐことを目的としている。

⑦ジョブ・フェスティバル（学内企業セミナー）

ジョブ・フェスティバル（学内企業セミナー）は、2～3月中旬にかけて実施する企

業による大規模な学内説明会である。各企業の採用担当者が各教室に分かれ、各企業の採用情報を提供するものであり、学生の企業選択のミスマッチを防ぐ目的・効果がある。2016年度は多摩キャンパスでは850社の参加があった。後楽園キャンパスにおいては、個別セミナー95社（97部門）、合同セミナー147社、計242社が参加し、来場数はのべ4,566名（アンケート提出ベース）であった。

加えて、OB・OGによる学内企業セミナーも2016年度は68回（昨年度75回）開催した。

⑧U・Iターンガイダンス

本学の在籍者の約32%が首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）以外の出身者のため、全国各地域へ就職を希望する学生が十分な情報を元に就職活動が行えるよう支援を行っている。U・Iターンガイダンスは、地方企業への就職を希望する学生に対して、各地域を10ブロックに分け、採用環境に関する情報提供や企業を招いての企業セミナーを行っている。

なお、本学では各都道府県との就職支援に関する協定を2017年9月現在で11県（群馬、新潟、香川、秋田、栃木、石川、広島、北海道、兵庫、福岡、鳥取）と締結し、各地域の次代を担う人材の育成・就職支援に向けた連携・協力を行っている。

⑨キャリア・ライブ（OB・OG交流会）

社会人と接する機会が少ない学生に、社会人と直接交流できる場を提供している。OB・OGとの交流を通し「働くこと」をより具体的にイメージできる機会の創出を目的とする。

後楽園キャンパスにおいては、企業人との交流会として「若手OB・OGとの交流会」、「実践型キャリアセミナー」（社会人5年目以上のOB・OGとの交流会）を実施している。

⑩公務員講座

公務員志望者支援については、全学委員会である「公務員講座運営委員会」の下、低年次における基礎講座から受験直前の「対策講座」、行政機関を招いての「キャリア・アドバンス」等のプログラムを一部外部委託も導入しながら幅広く展開しており、表7-14に示すように合格者実績を伸ばしている。

2017年度においては、2016年度より開始した政策課題セミナーの強化（日程拡大・記述対策内容の追加等）、記述対策に焦点を当てた公務員上級講座の導入を行っている。なお、後楽園キャンパスにおいては「国家公務員総合職対策講座」として11月～4月に公務員講座を実施した（2016年度は50名参加）。

[表7-14 国家公務員合格者数（過去5年間）]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
国家公務員総合職	23	35	48	58	51
国家公務員一般職	99	163	156	213	224
国税専門官	69	97	101	86	128
労働基準監督官A	4	3	14	6	10
裁判所職員採用総合職試験	1	3	2	0	2
裁判所職員採用一般職試験	55	48	41	51	36
地方上級	404	363	416	447	421

試験種類は2014年度より以下の3区分に変更。

- ・総合職試験…国家Ⅰ種に相当
- ・一般職試験…国家Ⅱ種及びⅢに相当
- ・専門職試験…従来の国税専門官や労働基準監督官採用試験などに相当

⑪教員採用試験支援

公立学校の教員になるためには、各都道府県市で実施される採用試験を、私立学校の教員になるためには学校毎に実施される採用試験を受験する方法が一般的であり、民間企業とは違ったサポートが必要となる。キャリアセンターにおいては、教員採用試験ガイダンス、論文対策講座、面接対策セミナー等を実施しており、OB への直接依頼による直前面接対策講座の開催についても検討を行っている。

⑫CREW 活動（就職内定学生による後輩の進路選択支援） *理工学部・研究科のみ

CREW とは、「Chuo（中央大学理工学部で）relationship（人間関係を築き）encourage（互いに影響を与え合いながら）win out（よりよい人生を送ろう!）」の頭文字を取ったものである。この活動は、内定を持つ進路支援学生集団によるボランティアの活動であり、下級生によりよい就職や生き方ができるように支援することを目的に、イベント企画運営、直接個人面談等、身近な先輩による支援を行っている。

⑬技術面接セミナー *理工学部・研究科のみ

技術職を目指す学部学生・大学院学生を対象に、現在企業で人事部門や技術者として活躍している理工学部卒業生による面接指導を行っている。2016 年度は 2 回開催し、99 名が参加した。

以上のように、本学では、学生の入学後からそれぞれのステージに応じた将来の進路を考えるためのプログラムを多数用意しており、年々強化している。また、学生に対してのサポートのみならず、本学では全都道府県 50 会場で父母向けの「キャリア講演会」を開催し、就職活動における「親のサポート方法」や U ターン・I ターン情報を提供するなどして、あらゆる側面から進路支援を行っている。

その結果、下表に示す通り高い就職決定率を維持するとともに、多くの学生が希望する企業・業界への就職を果たしていることから、キャリア支援・就職支援に係る活動は有効に機能していると評価できる。

[表 7-15 就職決定率（過去 5 年間）]

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
中央大学就職決定率	97.0	98.2	97.9	97.9	97.9
文系学部	97.0	98.7	98.1	97.8	97.8
理工学部	96.5	94.7	96.9	98.9	98.4
大学就職率	93.9	94.4	96.7	97.3	97.6
私立大学	93.4	93.7	96.3	97.3	97.7

※就職者数/就職希望者数

※大学就職率は、文部科学省「大学等卒業生の就職状況調査（4月1日現在）」より

[表 7-16 就職活動終了者の内定先満足度]

内定先満足度	文系学部	理工学部
たいへん満足	39.7	43.0
満足	37.5	41.0
やや満足	17.8	14.0
やや不満	4.6	2.0
不満	1.0	0.0
無回答	0.5	0.0

※中央大学キャリアセンター「2016 年度卒業生対象キャリアセンターに関するアンケート」結果による。

※回答者数は、文系学部 416 名（アンケート回答者は 483 名、本設問回答者は 416 名）、理工学部 519 名。

(2) キャリア支援に関する組織体制の整備状況

学生のキャリア形成及び就職支援を目的とする組織としてはキャリアセンターを設置している。文系学部及び文系大学院研究科の学生に対する支援については、キャリアセンター（多摩キャンパス）が、理工学部及び理工学研究科の学生に対する支援については理工キャリア支援課（後楽園キャンパス）がこれを担っている。

キャリアセンターでは、「学生一人一人の『夢』を実現すること」をサポートポリシーとし、これを具現化するための「重点事業5+1」として、2017年度は、①低年次（1・2年）～就活年次（3・4年）への接続キャリア教育、②女子学生の立場に立った就職支援、③民間企業就職支援、④公務員就職支援、⑤U・Iターン就職支援の5項目に加え、これらを支える⑥キャリアセンターのユーザビリティ向上を重点項目として掲げ、支援を行っている。

このほか、本学では、学部学生に対するキャリア教育の推進を目的に「キャリア教育委員会」を、「知性×行動特性」学修プログラムの推進にあたっては、「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会をそれぞれ設置している。これらの委員会は、各学部から選出された教員及び専任職員から構成されており、各学部教授会と密接に連携を図りながら全学的な取り組みの推進にあたって中心的な役割を担っている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 近年、就職活動における「親の関わり方」がマスメディアなどで話題となる中、本学では全都道府県50会場で父母向けの「キャリア講演会」（父母懇談会と共催）を開催している。講演会においては、キャリアセンター職員による講演や父母との個人面談を通じて、就職活動の際の「親のサポート方法」等についてアドバイスを行っている。2015年度は合計5,125名の参加者を集めるなど父母のニーズは高く、このような全国規模の父母向けの進路支援イベントは同規模他大学の中ではあまり例を見ない特色ある取り組みである。

<問題点および改善すべき事項>

- 就職活動サポートにあたっての個人面談は、大規模なガイダンスでは対応することが難しい個別の事情に応じた支援が可能であり、キャリアセンターの存在や支援内容を充分知らずに狭い視野の中で就職活動を続ける学生の掘り起こしにも有効であるが、人的リソースの不足により全ての面談希望に応じることができないケースや面談予約がとりづらい状況が発生している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2016年度も引き続き父母懇談会と共催で「キャリア講演会」を全都道府県50会場で開催し、最新の就職活動情報などを提供するなどして父母のニーズに応じていく。
- 個人面談については、C-compassを活用することで、面談スタッフが学生の情報を共有することにより円滑かつ効率的な面談を行うよう努めていくとともに、専任職員の再雇用制度を活用し、豊富な経験とノウハウを有するスタッフによる学生面談を行い、より多くの面談を実施できるような体制を構築していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 全都道府県 50 会場で父母向けの「キャリア講演会」（父母懇談会と共催）を開催し、2016 年度は合計 4,366 名の参加者を集めた。同講演会での個別進路相談は 291 件に及び、引き続き父母のニーズに応えることができている。
- 個人面談については、時間の短縮に努める一方で、需要の多い「ES 書き方セミナー」や「面接体験セミナー」を臨時的に開催し、延べ 901 名の学生面談需要を吸収する取組みを実施した。しかし、面談スタッフの絶対数不足は解消されておらず、2016 年度は 500 件以上の面談希望を断る結果となった。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 女子学生の立場に立った支援策として、自身の進路を考える「キャリアデザイン支援」から実践的な「就職活動支援」まで、学生が多様な選択肢の中から自らの生き方を選択・決断できる一貫した支援プログラムを整備している。取組みの結果、2017 年 3 月に卒業した女子学生の総合就職率は 69.6% と高い数値となるなど、女子学生への就職支援の成果が出ている。
一例として、学校推薦を実施し、三井住友銀行一般職に 18 名の推薦を行い、11 名が合格した。また、女性積極採用企業とのマッチングの機会として、女性を主に対象とする職種を募集している企業 9 社（全 34 社）を招聘した結果、女子学生申込み者数は全体の 37% を占める 101 名（申込み者数全 272 名）となった。
- U・I ターン促進協定については、2016 年度に最優先で協定締結を推進する予定の 5 自治体（北海道、宮城県、静岡県、広島県、福岡県）のうち、広島県（2016 年 8 月 26 日）、北海道（同年 11 月 30 日）、福岡県（同年 1 月 25 日）と締結し、メディアでも大々的に取り上げられた。さらに、2017 年 9 月には鳥取県との間で協定を締結している。地方出身の学生が全体の 33% を占める本学にとって、地方自治体との連携施策は、本学のプレゼンスを高めることに大きく貢献している。

<問題点および改善すべき事項>

- 「Grow UP（成長）セミナー（自己成長セミナー）」や「PBL（課題発見解決型連続講座）」は、参加した学生からの高い満足度を得ているが、現在のところ提携企業数が少なく、学生認知度も低い状況となっており、更なる活性化のためには改善が必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 女子学生の就職支援策については、2016 年度からの 2 ヶ年計画の 2 年目となる。2017 年度は、男女それぞれの視点で「男女協働」の活躍について考えるきっかけをつくるイベントの開催等を通じ、女子学生への就職支援を活性化していく。
- U・I ターン就職促進については、今後さらに、入学センターが実施する学生募集広報戦略とも連動させながら、入試会場のある静岡県や沖縄県との就職協定締結を最優先で進め、入口から出口までのフォローができる体制を構築する。
- 文系の「Grow UP（成長）セミナー（自己成長セミナー）」や「PBL（課題発見解決型連続講座）」の活性化へ向けた取組みとしては、今年度参加した学生からの直接の感想や、後輩へのメッセージ等、学生から学生へ伝える手法を導入し、認知度向上に努める。提携先企業数の

増加については、学内セミナー実施時に当イベントの告知をするなど、早いタイミングで取組みを前向きに検討してもらえる機会を複数つくることで対応していく。加えて、新たにPBLとインターンシップを融合させたプログラムコースを企画・実施することで、「学修」と「社会での経験」を結び付け、学生が自ら考え、行動するためのきっかけ作りを提供する。

5. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

本学では、学生の課外活動に対する支援として、各種課外教育プログラム（各種スポーツイベント、セミナー、講演会等の文化行事）の企画・実施及び白門祭（大学祭）のサポートを行っている。これに加え、クラブ・サークル活動の支援については学生の自主的組織である「学友会」における活動を円滑に行うための施設・設備の維持・管理や、活動についての相談・指導等の支援活動を行うなど、学生が充実した学生生活を送るための取組みを組織的に行っている。

1) 学生部による支援

学生部では、学生が快適な大学生活を送り、人間的に成長していくための支援を行うことを目的として、以下のような課外活動を実施している。

①各種行事の開催

学生の知識、教養、安全・危機管理意識の向上や、学生自身の日頃の努力成果の発表を目的に、各種鑑賞会、講習会、講演会等の文化行事を開催している。これら各種行事は、参加した学生における知識や意識の向上のみならず、クラス、ゼミ、サークル等の日常の活動における仲間を越えた交流や、共通の関心を持つ学生同士のネットワーク作りにも役立っている。これらの行事実施にあたっての費用については、学生にとって有用な機会・体験の場の提供という目的のもと、参加者に一部の費用負担を求める体験型プログラムや鑑賞型プログラムを除いて大学が負担している。

【2016年度 学生部各種行事の開催実績】

- ・学園生活オリエンテーション ・高尾山ハイキングツアー ・防犯講習会
- ・中大生の社会科見学「ANA 機体メンテナンス工場」「キューピー株式会社マヨテラス」
- ・AED利用講習会 ・交通事故防止講演会 ・歌舞伎鑑賞会 ・旅のミリオク講演会
- ・大相撲観賞会 ・ミュージカル鑑賞会（劇団四季「壁抜け男」）
- ・中央大学アートフェスティバル ・落語鑑賞会
- ・体育連盟応援ツアー（アイスホッケー）

②ボランティア活動への支援

ボランティア活動を通じ、学生の主体的な学びとそれによる成長を支援することを目的に、学生課内に「中央大学ボランティアセンター」を設置し、東日本大震災の被災地におけるボランティア活動及び学内や地域でのボランティア活動への組織的な支援を行っている。ボランティアセンターは、各学部教授会選出の委員等から構成されるボランティアセンター運営委員会において活動方針を決定することとしている。

日々の活動においては、ボランティアセンター長の指示のもと、ボランティアコーディネーターを中核に、ボランティア活動に関する情報収集、活動を希望する学生へのコーディネート、被災地へのボランティアツアー等のプログラムの実施等を行っている。具体的な活動内容については第10章「社会連携・社会貢献」にて詳述する。

③課外活動のための施設の貸し出し等

学生の課外活動に対する支援として、セミナーハウス及び契約宿舍の開設、一般の学生に対しての教室及び体育施設の貸し出し等を行っている。

セミナーハウス（寮）は、野尻湖セミナーハウス（長野県）、富浦臨海寮（千葉県）の2カ所に設置しており、年間を通じて授業、研究または課外活動に利用可能となっている。2016年度は年間のべ3,051人（前年度比504人減）の利用があったが、交通が不便なこともあり、年間でみた場合の稼働率が一概に高い状況でないことが課題となっている。

契約宿舍は、学生の利用が多い春・夏の長期休暇期間中に限り、大学が利用契約を結んだ一般の宿泊施設を割安な価格で利用できるようにしているものであり、2015年度は合計12カ所の施設を用意し、年間のべ6,469人（前年度比371人増）の利用となっている。

2) 学友会による支援

本学では、学生の部会活動（広くはサークル活動）を促進・支援するための組織として「中央大学学友会」（以下、「学友会」）を設置している。学友会は、学生の自主的運営という大原則を堅持しながら、部会活動の支援に特化した本学独自の組織である。学友会は独自の規約「中央大学学友会規約」（以下「学友会規約」）を持ち、その前文には「本会は、中央大学学生が自主的な活動によって学術、文化、体育の向上発展を図り、会員の人間性を深めより高い文化を築き社会の発展に資することを目的としてこの規約を定める。」と記されており、1911年（明治44年）の創設以来、学生の自主的運営を本旨とするその理念は今日まで継承されている。

学友会の会員は、学友会規約第2条から第4条により、正会員（本学学部学生）と特別会員（本学の役員、教授、准教授、助教A、専任講師及び主事以上の職員並びに各部会の監督）により構成されると定められている。そして、学友会における意思決定は、中央委員会（年4回開催）を最高議決機関としている。

課外活動の主体となるのは大学が活動を公認している部会である。2017年5月1日現在の部会数は183であり、それぞれ7連盟（学術連盟：10部会、文化連盟：30部会、学芸連盟：28部会、体育連盟：48部会、体育同好会連盟：37部会、学友連盟：7部会、理工連盟：23部会）のいずれかに所属している。また、これら公認部会とは別に、部会の設立申請が承認され、その4年後に7連盟のいずれかに加盟できる未公認部会（22部会）がある。部会の設立は、学友会規約第28条に定める通り、10人以上の発起人により部会設立申請書を作成し、学友会総務部を経由して公認申請等に関する審議会に提出する。そして、学友会に加盟が認められれば未公認部会として活動ができる。加入後4年を経過した後にも継続的に活動し、かつ一定の条件を満たしている未公認部会は、公認部会としていずれかの連盟に加盟を申請することができる。

各部会の活動にあたっては、学友会規約に基づき、学生が所属する部会の活動及びその運営に主体的に関わる体制をとっており、これにより学生の規律遵守、自立心や連帯感、自主的かつ責任ある行動といった行動規範や能力の涵養を促しつつ、伝統的に学生の自

主的運営を尊重している。部会活動への支援業務については、多摩キャンパスでは学友会事務室、後楽園キャンパスでは理工学部学生生活課事務室内に設置した学友会理工学部分室が行うこととし、学生の主体的な運営が形骸化しないよう配慮しつつ、適宜指導・支援を行っている。概要は次の通りである。

①学友会費の管理・執行に対する支援

各部会の活動にあたっては、学生が納めた学友会費（年額 10,000 円）を公認部会が活動を行うための補助となるよう学友会配分費として配分する仕組みをとっており、その配分額の企画・立案については、公認部会が所属する各連盟（7連盟）の常任委員会（各連盟に所属する公認部会選出の学生から構成される）に委ねている。配分後の使用については、学友会会計施行規則のもと用途に制限を設ける・帳簿による管理を義務づけるほか、各公認部会に対しては、会計マニュアルの配付、会計説明会の開催、会計帳簿の記入方法等予算管理に関する各種レクチャーを行い、配分された学友会費の管理、使用用途を徹底するよう指導するなど、その必要性に応じた指導・支援を適宜行っている。

②体育連盟に所属する学生が生活する寮及び合宿所等の管理運営

近年、スポーツ振興を大学活性化の柱とする大学が増えており、また、設備の充実や課外活動の実績も大学を評価する指標の 1 つになり得ることから、練習場や寮を整備し、競技力向上や優秀な選手獲得に役立てているケースが見られる。

本学においてもスポーツ強化が大学の施策の 1 つと位置づけられ、優秀な選手の獲得・競技成績の向上に向け、快適な競技生活を送るための環境を提供することが不可欠となっており、日野市南平に「南平寮」（28 部・約 520 名）、日野市東豊田に「東豊田寮」（陸上競技部・約 60 名）、八王子市堀之内に「硬式野球部合宿所」（約 50 名）、埼玉県戸田市戸田公園に「ボート部合宿所」（約 25 名）、神奈川県三浦郡葉山町堀内に「ヨット部合宿所」（約 10 名）を設置し、これらの管理運営を行っている。

他方で、一部の部会については、学外の民間施設を利用した合宿所を独自に有しており、こうした合宿所の運営については金銭面や施設・設備の修繕も含めて大学が関与していないことから、公平性の観点からも支援のあり方について検討する必要がある。

③課外活動の活性化に向けた広報活動

学友会では、大学への帰属意識や教職員と学生の一体感の醸成に資するべく、文化系・体育系の活動を問わず、積極的な情報発信を行う取組みを行っている。各部会の活動実績等について本学公式 Web サイトを通じて社会に対しても広く発信を行っているほか、中大スポーツ新聞部の協力を得て、試合結果等の情報をスピーディーかつ詳細に公開している。加えて、体育連盟の執行部が主体となって競技の観戦ツアーを企画し、学生を試合観戦に誘導する試みを実施しているほか、Facebook を活用して積極的な情報発信を行っている。

特に、学術、文化、体育会系の、全国レベルの大会において優秀な成績を収めた学生並びに同等の成績を収めた学生や団体については、中央委員会で発表を行うとともに、学内掲示用のポスター掲出や本学公式 Web サイトのプロモーションエリア及び学内の電子掲示板での放映を通じ、学内外に広く周知を行っている。加えて、2017 年度は学内関係部課室との連携により当該映像を学内の各種イベントにおいて放映するほか、全日本

選手権と大学選手権で優勝した際には学内で営業する食堂とタイアップし、「優勝フェア」を開催することを計画している。

④部会活動に際しての危機管理体制の確立

学友会に所属する各部会の活動に際しては、活動内容や活動の仕方によっては事故等の危険を伴う場合もある。学友会では、事件・事故の未然防止には従来からの各部会の自主性に委ねるだけでなく、各部会の特性にあった対策方法を指導し、啓発を行っていくことが有効であるとの認識に立ち、公認部会に対しては課外活動中に発生した怪我等の事故及び事故に対する対応内容について文書で学友会事務室に報告することを求めており、報告内容については事故の未然防止や発生時の適切な対応に資するよう、他の部会に対しても共有を行っている。

また、部会に所属する学生が日常生活においても各種トラブルに巻き込まれることがないよう、学生や指導者に対して更なる注意喚起等を行う必要があることから、2016年度は体育連盟の学生を対象に、昨今の事件・事故・トラブルに精通している警察関係者を講師に迎えた「危機管理講習会」を開催した。

(2) 資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」に取り組んできた伝統をもち、各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、資格試験等の支援の強化については、現在も本学が全学的に取り組む重要な施策の一つに位置づけられている。具体的には、学内に、法曹を目指す学生のための「法職講座」と、公認会計士等を目指す学生のための「公認会計士講座」等を設置し、法曹や公認会計士として活躍している本学卒業生や国家試験合格者を講師・スタッフとして迎え、きめの細かい学修指導を行っている。これらの講座は、費用面においても学外の一般の専門学校と比較してはるかに低廉な受講料となっており、難関資格を目指す多くの学生が受講している。

1) 法職講座

①学部学生を対象とする学修プログラムの提供（多摩キャンパス）

本学では、法曹（裁判官、検察官、弁護士）を目指す学生の学修支援を目的とする講座として、「法職講座」を設置している。

本学においては伝統的に司法試験の受験指導に法学部が直接関与する体制をとらず、学生が自主的に組織した司法試験合格を目指す受験団体（現在、11 団体が活動、そのうち6 団体が学術研究団体連合会を組織している。以下、これら6 団体を「学研連」という。）のうち、学研連所属の司法試験受験団体が中心となってその役割を担ってきた。学研連所属の司法試験受験団体は、先輩法曹による後輩の指導に積極的に取り組み、互いにその成果を競い合うことによって多数の司法試験合格者を輩出し、「法科の中央」の名を高らしめてきた。

しかしながら、本学学生にとって魅力ある職業選択の幅が広がってきたこと、いわゆる司法試験予備校の隆盛とも相俟って他の有力大学が司法試験への取組みを強化してきたこと、キャンパスが郊外に移転したために先輩法曹の指導を受けにくくなったこと等々の要因が重合して、1980 年頃から徐々に学研連中心の指導体制に行き詰まりが生じるようになってきた。このような状況に対処するために、1983 年3月に、学研連及び学員会法曹支部である中央大学法曹会の協力を得ながら、法人直轄の機関として、法曹を目指す

本学学生及び卒業生に必要な知識の教授と受験指導を行うことを目的とする「法職講座運営委員会」を設置し、基礎講座をはじめとするカリキュラムに基づく指導を開始した。以後、司法試験の出題傾向、講座実施効果の検証、学生の学修状況等を踏まえ逐次カリキュラムを改正して対応してきた。

2004年度以降、法科大学院を中心とした法曹養成制度が開始されたことに伴い、将来、法曹となることを目標とする学部学生の在学中の目標が「旧司法試験に合格すること」から「主要な法科大学院に合格すること」に移行し、法職講座の受験指導に当たっての視座もこれに合わせて「旧司法試験に合格すること」から「主要な法科大学院に合格すること」に当然に移行することとなった。そのため、法職講座においては、講座・ゼミの指導方針を従来の旧司法試験の出題傾向を踏まえたかたちから主要法科大学院の入学選抜試験の出題傾向・出題形式を踏まえたものに改めるとともに、法科大学院入学選抜試験受験までの中長期的な学修計画を合理的なものとしながら指導体制を一層強化することを期して、2008年度から3年計画でカリキュラム改正を行った。

これに引き続き、2011年から始まった司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）への対策については、当初は、特化した講座として設置することはせず、短答式試験合格者・論文式試験合格者には、それぞれに必要な指導を希望に応じて実施することとしていたが、2013年度後半から、学生のニーズに応え個々の学修進度に合わせる目的で、予備試験受験予定者を含めた指導を実施している。さらに、学部在学中の予備試験合格者に対しては、司法試験受験に向けた支援を実施している。

昨今、弁護士の就職難に端を発する法曹志望者の減少・法科大学院志願者の減少を受け、法科大学院入試の易化が進んでいる状況にあり、結果として法科大学院修了者の司法試験合格率がさらに低迷するという悪循環に陥っている一方で、学部や法科大学院在学中に予備試験に合格して司法試験を受験した者の司法試験合格率は85%を超えていること、予備試験に合格して司法試験に合格した者は就職が極めて順調であるという社会状況に呼応するかたちで、近年は学部学生も法科大学院合格を目標とするのではなく、在学中に予備試験に合格することを目標として学修に励むのが趨勢となっている。

こうした状況を受けて、法職講座では、2014年度に法職講座運営委員会において「予備試験への対応も念頭におきつつ、変化する学生の学力レベルに対応する」ことを確認し、2015年度から講座・ゼミの指導内容や学修レベルを「学部在学中の予備試験合格も視野に入れて」設定するべく、逐次、講座・ゼミの改革を行っているところである。

2017年度現在、多摩キャンパスにおいて開講している講座・ゼミは次の通りである。

- ・「基礎講座」
 - 1年生向け：民法4月、刑法9月、憲法10月開講
 - 2年生向け：民事訴訟法4月、刑事訴訟法6月、商法10月、行政法11月開講
 - 3年生向け：行政法4月
- ・「基礎ゼミ」（夏季・春季休業期間を中心に開講）
 - 1年生向け：民法・刑法・憲法
 - 2年生向け：民事訴訟法・刑事訴訟法・会社法
 - 3年生向け：行政法
- ・「法科大学院進学対策答案作成ゼミ」
 - 1年生向け：民法9月開講
 - 2年生向け：刑法・憲法4月開講

- ・「法職答案練習会」（2年生以上向け：6月から随時開講）
- ・「事案分析力確立ゼミ」（2年生向け、9月開講）
- ・「適性試験対策講座」（2月開講、4月開講）
- ・「多摩研ゼミ（オーダーメイドゼミ）」（随時開講）

さらに、これらの講座・ゼミの開講に加えて、充実した受験指導と学修環境を提供する「法職多摩研究室」を設けている。法職多摩研究室に所属している学生（以下「法職研究室員」という。）は、個々の学修状況に応じた個別指導が受けられるほか、多摩学生研究棟（通称「炎の塔」）内に個人専用の自習席が与えられ、日・祝日も含めて8時から23時まで使用できるなど、学修に打ち込める環境が整備されている。

法職研究室員資格を得るためには選抜試験（年2回実施）に合格する必要がある、さらには、定期的実施する選抜試験に合格し続けることを法職研究室員としての資格を維持するための要件とすることで、学修に対する意欲と学力水準の維持を図っている。また、7月及び12月に実施するゼミ受講資格認定試験においては、法職研究室員についても受講を希望する一般学生と同様に試験を課し、その成績に基づいてクラス分けを行うなど、個々の学修に対する意欲と学力水準を維持する工夫を行っていることから、法職研究室員の学修レベルは極めて高い水準となっており、効果的な指導を実現することが可能となっている。

なお、法職研究室員を対象として実施するゼミについては、前述の司法試験受験団体に所属している学生に対しても、法職研究室員資格を得るための選抜試験やゼミ受講資格認定試験に合格することを条件に門戸を開放しており、オール中央大学として法曹を養成する体制を整えているところである。

以上のような充実した学修支援体制が奏功して、2017年度中央大学法科大学院入学者選抜試験において法職研究室員130名中118名（元研究室員を含む）が合格するなど、目覚ましい実績をあげている。

[表7-17 法職多摩研究室法科大学院合格実績及び進学先（2017年度入学）]

1. 合格実績

国公立の別	大学名	合格者数
私立	中央大学大学院	114
私立	慶應義塾大学大学院	98
私立	早稲田大学大学院	42
国立	東京大学大学院	33
国立	一橋大学大学院	23
私立	明治大学大学院	17
公立	首都大学東京大学院	3
国立	京都大学大学院	2
国立	東北大学大学院	1
国立	北海道大学大学院	1
合計		334

2. 進学先

国公立の別	大 学 名	進学者数
私立	慶応義塾大学大学院	41
国立	東京大学大学院	29
国立	一橋大学大学院	23
私立	中央大学大学院	17
公立	首都大学東京大学院	3
私立	早稲田大学大学院	2
国立	京都大学大学院	1
国立	北海道大学大学院	1
私立	明治大学大学院	1
合 計		118

[注]

1. 法職講座において2016年12月に実施したアンケート調査による。調査対象者は、法職多摩研究室の室員、学研連ゼミ会員、ゼミ会員、元室員（2016年4月以降に所属歴がある者）。対象者数は130名（室員31名、学研連ゼミ会員57名、ゼミ会員2名、元室員14名、元学研連ゼミ会員24名、元ゼミ会員2名）。
2. 2017年度入学については、合格実績・進学先ともに既修者のみ（未修者は0名）である。
3. 2016年の予備試験合格者は15名（4年生：11名、3年生：4名）である。

このように、現在の法職講座のカリキュラムは法科大学院進学対策としては十全に対応できているといえる。また、法職講座紹介パンフレットである『法律家になろう』を全国の高等学校のうち本学への進学実績の堅調な約1,000校に配布して法職講座を積極的に広報していることとも相俟って、1年次向けの入門講座として位置づけている基礎講座「民法」は、入学直後から開講するというスケジュールであるにもかかわらず極めて多くの受講生を集めており、法曹を志して本学に入学しようという受験生の間では法職講座に対する評価が確立しているものと考えている。

しかしながら、近年、法職講座を受講する学生数が減少する傾向があることは否めず、特に1年次向けの講座では数年前と比較して半減している。背景としては、本学法学部入学者の希望進路の多様化、司法試験合格率の低迷を中心とする法曹養成制度自体の混迷や司法修習終了者の就職状況の厳しさ等を要因として、法曹志望者自体が減っていることが考えられる。しかしながら、学部卒業の段階まで法曹への志を維持して勉強を続けている学生の数は、学修の初期段階での受講者数の減少を考えると、さほど減少しているとは言えない。

いずれにしても、法職講座としては、受講生減少の要因について引き続き分析することに加え、カリキュラムや各種講座の内容や有効性の検証も行いつつ、より一層の学修支援体制の強化に向けた検討及び受講に向けた広報を続けていくこととしている。

②本学法科大学院入学予定者・在学生・修了生に対する法律学の学修・研究活動支援及び実務への架橋とするための研修活動の実施（市ヶ谷田町キャンパス）

法科大学院における正課教育では、直接的に司法試験合格を目的とする学修支援を行うことができないとされていることから、法科大学院とは別の法人附置の組織として、法科大学院在学生・修了生が法曹として備えるべき専門的素養を形成するのに必要な法務研修の実施及び施設・設備の整備を中心とした学修支援体制を構築することを目的として、常任理事とOB・OGの法曹で構成する「法務研修運営委員会」を設置してこれらを推進することとしている。

法務研修の面においては、実務起案力を養成する面に重点を置いて法科大学院における教育を補完するという観点から、法曹として最前線で活躍し、かつ実務的な起案に精通している OB・OG を中心とする数多くの実務法曹を講師として招聘し、これらの法曹が後輩の育成に当たる体制を構築し、裁判官、検察官または弁護士もしくは行政庁や企業等で法律知識を活かして活躍したいと考えているなど、各人の将来目指すべき法曹像毎に対応できるプログラムを半ばオーダーメイドで用意するとともに、年度途中であっても OB・OG を中心とする若手弁護士から適宜アドバイスを受けながら、随時、新しいプログラムを企画・実施することができる体制を整え、成果をあげている。これらのプログラムについては、実施する毎に参加者アンケートを行うとともに、参加者からの改善要望には即座に対応する体制を構築していることとも相俟って、常に極めて高い利用者満足度を得られる状況にある。こうした連綿と続く「先輩法曹が後輩を指導する」という体制は本学の良き伝統であり、まさにこれこそが法曹を志す者にとっては本学の最大の長所であるといえることができる。また、法科大学院を修了した後に司法試験を受験することとなる関係で、法科大学院修了生が学修を続けるとともに、継続的に指導を受けられるようにすることを目的とした施設を特に用意していることも本学の特徴といえることができる。

なお、これらの学修・研修活動の支援については、市ヶ谷田町キャンパスで実施している。

2) 経理研究所

経理研究所においては、「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、学生の公認会計士試験合格と簿記検定資格取得を積極的に支援している。

<2017 年度開設講座>

- ・簿記会計講座
- ・Web 簿記セミナー
- ・簿記会計上級講座
- ・公認会計士講座
- ・公認会計士講座（上級）
- ・税理士講座

<開設場所>

多摩キャンパスで開設。

加えて、Web サイトによる「中央大学経理研究所 学生サポートシステム」を導入しており、受講している講座の動画視聴や講師への相談・質問が可能となっている。

<講座の担当者>

経理研究所専任講師 10 人（全員公認会計士で経理研究所 OB）、スタッフ約 20 人（在学生等の公認会計士試験合格者）が指導・支援を行っている。

これらの講座の 2016 年度における受講者実績は表 7-18 の通りである。

[表 7-18 経理研究所受講者数 (2016 年度開講講座実績)]

講座名	受講者数
2015 年度開講簿記会計講座	7
2016 年度開講簿記会計講座	187
簿記会計講座 2 級・3 級 (簿記セミナー・Web 簿記セミナー・就職支援講座)	125
簿記会計上級講座	3
2013 年度開講公認会計士講座 (4 年プラン)	157
2014 年度開講公認会計士講座 (早期合格コース)	161
2014 年度開講公認会計士講座 (標準合格コース)	131
2015 年度開講公認会計士講座	308
2016 年度開講公認会計士講座	317
2015 年度開講公認会計士上級講座	7
2015 年度開講税理士基礎コース	4
2016 年度開講税理士基礎コース	2

①公認会計士試験合格を目指す講座の内容及び支援策等について

公認会計士試験の基礎である簿記の資格取得を踏まえ、公認会計士試験合格を目指す「公認会計士講座」、短答式試験合格者またはこれらの講座の受講経験者等を対象に論文式試験合格を目指す「公認会計士講座 (上級)」がある。

具体的には公認会計士試験合格を目指す受講生のうち各人の基礎学力等の度合いに応じた合格目標年度別のプランを定め、短答式試験合格から論文式試験合格に至るまでの過程において、着実に理解力が身につくよう編成されたコース毎にカリキュラムを定めている。加えて、各学生の講義に対する理解度に応じた相談コーナーを常設し、個人指導・面談を通じた方向転向者の発生防止に努め、目標達成ができるよう積極的な支援策を講じてきている。

その中でも、論文式試験合格者増加対策として、次の3つの事項に注力している。1 点目は答練等選抜試験の成績優秀者に対する個人指導、ゼミ形式指導の強化を徹底的に行っている。2 点目は短答式試験合格者で論文式試験不合格者 (論文式試験 5 科目のうちの一部科目合格者含む) を対象に、論文式試験合格発表直後の 12 月上旬から (一部受講生は論文式試験終了後の 9 月上旬から) 次年度に向けた論文指導を中心とした公認会計士講座 (上級) を、研究室 (個人机) 付きで開講している。さらに 3 点目として、公認会計士講座受講経験者 (修了者) であれば、短答式試験不合格でも希望者については公認会計士講座 (上級) への受け入れを行っている。当該講座においては、研究室 (個人机) 付きで短答式試験合格発表後の 7 月上旬から次回の短答式試験 (12 月実施の第 I 回目) の合格を目指し、短答式試験対策を実施することとし、合格後の 1 月下旬からは既に開講している短答式試験合格者の論文式試験対策に合流することとしている。

これらの講座の教材については、各種法律の施行・改正、各種会計基準及び監査基準の改訂に伴う教材の適時対応と内容の充実を図ってきているほか、Web 教材についても運用管理面において適時更新を行い、充実・強化に努めている。

過去 5 年の経理研究所における短答式試験及び論文式試験合格者数 (経理研究所調べによる確認分のみ) についてみると、次のような結果となっている。

[表 7-19 経理研究所における新公認会計士試験合格者数]

短絡式試験

	2016年		2015年		2014年		2013年	
	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回
合格者数(全国)	638	863	624	883	402	1,003	695	1,071
経理研究所合格者数	26	20	30	21	15	41	25	31
	46		51		56		56	

論文式試験

	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
合格者(全国)	1,098	1,030	1,076	1,149	1,301
(内) 現役合格者数	412	307	315	348	298
(内) 現役合格率	37.5%	29.8%	29.3%	30.3%	22.9%
中央大学合格者数	96	62	87	80	101
(内) 経理研究所合格者数	79	51	75	72	86
(内) 現役合格者数	36	24	35	38	40
(内) 現役合格率	45.6%	47.1%	46.7%	52.8%	46.5%

表 7-19 に示すように、論文式試験現役合格率の全国平均と比較して、経理研究所の現役合格率は高い水準を維持している。なお、短答式試験合格以後 2 年間（論文式試験は 3 回の受験機会）は短答式試験（論文式試験の一部科目合格を含む）が免除となることから、短答式試験合格者の論文式試験合格率については実態が掴みにくい状況にあるが、在学生の受講生等の状況からして全国平均を上回っているものと推測される。

したがって、経理研究所としては、まず短答式試験の在学中の早期合格者数をさらに増加させていくことが当面の目標といえる。短答式試験に合格すれば、以後 2 年間は論文式試験（当該年を含む 3 回の受験機会）のみの受験対策に重点を置くことができ、合格目標年度の違いこそあれ、在学中の合格の可能性を高めることが期待できるからである。

②簿記検定試験資格取得を目指す講座の内容及び支援策等について

簿記検定試験資格取得を目指す講座としては、日商簿記検定 3～1 級合格までを目指す「簿記会計講座」、さらに簿記会計講座受講経験者（修了者）を対象に、日商簿記検定 1 級合格を目指す「簿記会計上級講座」の 3 講座を開設している。なお、「簿記会計講座」では、日商簿記検定 1 級と同レベルの全経簿記能力検定上級合格をも目指すことができる。これらの講座は、第一義的には、商学部以外の学部に入学者に対して、簿記・会計の初歩的・中間的・もしくは上級の知識を教授するという意味を有しているが、他方では、商学部以外の学生に簿記・会計の知識を教授することで、他大学の学生との差別化も狙いとしている。簿記・会計は、企業を全体的に説明する上での知識として必要不可欠であり、それは世界的にも共通した考え方となっている。この知識を商学部以外の学部に入学者に教授する上では、経理研究所の果たす役割は大きい。

なお、日商簿記検定試験については、年 3 回実施（うち 1 級は 2 回実施）されるうちの 2 回（6 月と 11 月）が、八王子商工会議所との取り決めに基づき、本学多摩キャンパスを指定会場として実施できる。これにより、受講生は対策講座の受講から実際の受験までを学内で完結することができ、他大学にはない大きなメリットとなっている。

簿記検定試験の結果については、正確な数値が掴みにくい現状にあるが、経理研究所受

講生（中央大学多摩キャンパス会場受験者に限る）の2016年（6月と11月の2回の合計）の合格者数は、簿記1級が32人、2級が171人、3級が240人である。経理研究所受講生の合格率は下表の通りである。

[表7-20 中央大学経理研究所受講生日商簿記検定試験合格率]

(2016年6月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	10.9%	25.8%	34.2%
経理研究所	8.5%	38.5%	62.4%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

(2016年11月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	9.3%	13.4%	45.1%
経理研究所	9.9%	13.9%	50.0%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

このほか、前述の簿記検定だけでなく公認会計士試験を目指したいという学生のために「公認会計士講座」への編入制度を、また、簿記検定のほかに税理士を目指したい学生のために「税理士講座」を開設している。

③学習環境の整備状況について

自習用の学生研究室として、電卓自習室を含め学生研究棟（炎の塔）及び4号館で合計約300席を整備している。公認会計士講座については、年度毎に合格目標年度別のプランを設けており、2016年度における各合格目標プラン（2016・2017・2018年度合格目標）における受講生数は全学年に跨り、多摩キャンパスで延べ1,000人強の受講生が在籍している。そのため、自習室については受講生全体の30%程度しか確保できていない状況である。現在、公認会計士講座等の受講生に対し、月に1回選抜試験を行い、成績上位者に研究室使用権利を付与しているのが実態であり、受講生の資格取得等目標達成と合格者増加に繋げるためには、受講生数を勘案した自習用の学生研究室の席数を増加するなど学習環境整備を積極的に推進していく必要がある。

以上の通り、本学は実学の伝統の発展的継承を重要課題の一つに掲げ、各種国家試験とりわけ司法試験及び公認会計士試験、並びに法科大学院入学者選抜試験の受験指導体制の強化を図ってきた。これら組織的な取組みの結果、各試験において多くの合格者を輩出していることから、極めて有効であるといえる。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 本学では、法職講座及び経理研究所を中心に司法試験や公認会計士試験等の各種資格試験受験を目指す学生のための支援を展開しており、着実に実績をあげている。毎年実施している新入生アンケートにおいても、半数近くの新入生が「資格試験等の実績と支援体制」が本学への入学を決めた大きな要素となったと回答しており、本学のブランド力向上

に大きく寄与しているといえる。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 資格試験受験を目指す学生のための支援については、法職講座及び経理研究所それぞれにおいて、資格試験に係る動向や受講者のニーズ等を踏まえながらカリキュラム、学修環境の充実に継続的に取り組むとともに、安定した講座運営を可能とする体制の整備にも努めていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 資格試験受験を目指す学生のための支援について、2016年度における取組み状況は次の通りである。

法職講座：多摩キャンパスにおいて、予備試験経由での司法試験合格者による支援が実現し、切れ目のない指導により学部学生の充実した学修に資するものとなっている。また、市ヶ谷田町キャンパスにおける指導については、在学生・修了生に不得意な者が多い科目を中心としたゼミの新設や学生の学修進度に対応した開講時期の設定等の改革を実施している。

経理研究所：2014年度末から事業計画を全般的に見直し、5カ年にわたる財政改善計画を策定・実行しており、財政基盤の強化に努めている。また、安定的な受講者確保に向けた方策として、本学の附属高校の生徒を対象とする簿記3級講座について、新たに中央大学附属横浜中学校・高校で実施することについて協議を進めている。

なお、2017年度新入生アンケートにおいては、「各種の資格試験の合格実績や、資格試験取得に対する支援制度」が本学を選択した理由になったと肯定的に回答している新入生の割合が全学平均：69.5%、法学部：86.1%、商学部：80.1%となっており、引き続き高い評価を得ている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 本学では、法職講座及び経理研究所を中心に司法試験や公認会計士試験等の各種資格試験受験を目指す学生のための支援を展開しており、着実に実績をあげている。毎年実施している新入生アンケートにおいても、約7割に相当する新入生が「資格試験等の実績と支援体制」が本学への入学を決めた大きな要素となったと回答しており、本学のブランド力向上に大きく寄与しているといえる。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 大学の定員管理の厳格化による入学者数の減少や大卒者の進路・就職環境の変化等の影響により、法職講座及び経理研究所の受講者は減少傾向が継続している。資格取得に強みを持つ大学というブランドの維持や講座の安定的な運営にあたり、質の高い受講者の確保が課題となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 資格試験受験を目指す学生のための支援については、法職講座及び経理研究所それぞれにおいて、資格試験に係る動向や受講者のニーズ等を踏まえながらカリキュラム、学修環境の充実に継続的に取り組むとともに、安定した講座運営を可能とする体制の整備にも努めていく。
- 法職講座及び経理研究所の受講者確保に向けては、資格取得に関連の深い学部や入学センターとの連携のもと、新入生ならびに高校生、受験生に対する広報活動を積極的に展開していく。加えて、本学附属の各高校との連携により、附属高校在学学生を対象とする講演会や講座の実施を通じ、資格取得への動機づけや本学入学後の受講につなげるための取組みを展開していく。

